

官報 号外

平成二十九年四月十九日

○第百九十三回 参議院会議録第十八号

平成二十九年四月十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成二十九年四月十九日

午前十時開議

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、元本院副議長本岡昭次君逝去につき哀悼の件

一、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

元本院副議長本岡昭次君は、去る十日逝去されました。誠に痛惜の極みであり、哀悼の念に堪えません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対する

し弔詞をささげることになったと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、さきに参議院副議長として憲政の発揚につとめ、特に院議をもって永年の功労を表彰せられました。元議員旭日大毅章本岡昭次君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

○議長(伊達忠一君) この際、日程に追加して、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊達忠一君) 御異議ないと認めます。国務大臣今村雅弘君。

〔国務大臣今村雅弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(今村雅弘君) 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、平成二十九年年度予算や税制改正大綱に盛り込まれた措置の実施に必要な法律上の手当てを含め、福島復興及び再生を一層推進するため、提出するものであります。

平成二十九年四月十九日 参議院会議録第十八号

元本院副議長本岡昭次君逝去につき哀悼の件(旨説明)

議事日程追加の件

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、帰還困難区域をその区域を含む市町村長は、福島県知事と協議の上、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができることとしております。

また、その認定を受けたときは、土地改良事業等の国による事業代行や被災事業者の事業再開に必要な設備投資に係る課税の特例等を活用することができるとしてあります。

さらに、認定された計画に従って、環境大臣が、土壌の除染の措置や廃棄物の処理等を国の負担により行うことができることとしてあります。

第二に、公益社団法人福島相双復興推進機構の要請に応じ、国の職員を、その身分を保有したまま当該機構に派遣し、その業務に従事させることができることとしてあります。また、派遣に必要な国家公務員共済組合法の特例等について定めてあります。

第三に、福島イノベーション・コースト構想に係る取組を推進する区域及びその区域において推進しようとする取組の内容を重点推進計画の記載事項に追加し、当該重点推進計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、中小企業者が行う研究開発に係る特許料等の減免等の特例措置を講ずるものとしてあります。

第四に、風評被害の払拭等に向け、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査や当該調査に基づく指導、助言等の措置を講ずるものとしてあります。

その他所要の改正を行うこととしてあります。以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。大島九州男君。

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君 民進党・新緑風会の大島九州男です。

ただいま議題となりました福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、会派を代表して質問させていただきます。

まず冒頭、今村復興大臣の言動について申し上げます。

自主避難者に対し、ふるさとを捨てた人、自己責任、不満があれば裁判でも何でもすればよいという暴言、批判されれば、謝罪しているのか聞き直っているのか、反省のかけらも感じない態度、安倍総理が頭を下げて謝罪している後ろで無然としているその態度、これら大臣の言動はいかなるものでしょうか。

先日の委員会の増子議員の質問で自己責任発言は撤回されましたが、心からの撤回とは到底思えません。野党議員からも、あれではあの安倍総理でもかわいそうだと声が上がりますが、任命責任がある安倍総理の自業自得ではありますが、余りにも安倍総理がかわいそうに思えてなりません。

記憶が曖昧な防衛大臣、法案の理解が深まらない法務大臣、一番のガンは文化芸芸員と発言した、文化に対する理解もなく、病気に苦しむ人の心を踏みにじる地方創生担当大臣、被災者の心に寄り添うことのできない暴言復興大臣、辞めさせたくても辞めさせられない。そんなかわいそうな安倍総理に同情させていた。だきつても、この国の将来のため、自分の任命責任を果たすべく、安倍総理に猛省していただき、被災者の思いに寄り添うことのできない今村復興大臣の罷免を強く求めます。

それでは、質問に入らせていただきます。
私は、東日本大震災直後に震災復興の担当として津波被災者の皆さんとお話をさせていただく機会をいただきました。そのときの被災者の方の言葉を今でも忘れることができません。その言葉は、御自身の家族がお亡くなりになっているにもかかわらず、安否が不明の被災者の方をおもひにかつて、私は御遺体が上がっただけでも有り難いというお言葉でした。

一方、福島原発事故被災者の皆さんとの会話では、行政にだまされた、東電にだまされた、家族がばらばらになった、行政や東電に対する悔しい気持ちでいっぱいのお言葉でした。

被災者の皆さんの言葉から、私は、他人のことをおもひにかつてお話をさせていただくことの大切さを学ばせていただき、同時に、自然災害と人災の違いを目の当たりにし、自然災害と人災の違いを思い知らされました。そのとき、福島原発事故被災者の皆さんの被害は人災であることを私自身がすっかり受け止めて進んでいかなければならないと決意し、福島復興に微力ではありますが取り組みさせていただいてまいりました。

今村復興大臣、あなたは自然災害と人災の違いを肌で感じたことがありますか。私が感じた自然災害と人災の違いを認識していますか。どのような心構えで復興大臣に就任し、どのような対応をされてこられましたか。私は、原発事故は人災と受け止めています。大臣の見解をお伺いいたします。

被災地の復興を確かなものにするためには、被災自治体や住民の意見にじかに触れることで、現場で何が問題になっているのか、自分の目や耳を通して実情を知り、被災者の心に寄り添うことが必要不可欠であり、これは復興の司令塔である復興大臣の責務でもあります。

にもかかわらず、先月十二日に放送されたNHKの「日曜討論」で、自主避難について、ふるさとを捨てるというのは簡単ですなどと放言されています。本来、避難者は、原発事故が起きていなければふるさとを離れる必要はありませんでした。理不尽な理由によってふるさとからの避難を余儀なくされた人たちに對して、本当に心ない発言だと思います。

避難者の心に寄り添い、自主避難している人たちにいじめや差別が起きている事態に思いをはせることができるならば、これらの暴言が浮かんてくるはずはありません。自主避難者への侮辱を繰り返す方が復興大臣としてふさわしいとは到底思えません。

自主避難は自己責任であるとの趣旨の発言は、先日委員会でも明快に撤回されましたが、吐いた言葉はのびません。発言された事実は、いつまでも被災地、避難者の心に記憶されます。そのような発言をされたのは、今村復興大臣の心に、自主避難者はふるさとを捨てた人だから救済する必要はない、自己責任だから、不満があるなら裁判でも何でもやったらよいとの思いがあつたからではないかと私は推察をいたします。

もし私の認識が間違っているなら、明確に否定し、自己責任、裁判をやつたらいいとの心ない発言をしたその真意を教えてください。

私は、既に今村復興大臣と被災者の信頼関係は崩れていると考えます。大臣の会見での発言と資質は到底認めることはできませんが、福島県の復興を一日でも早く実現するためには、具体的な施策を議論しなければなりません。

以下、本法案の具体的な政府の対応についてお伺いいたします。
まず、除染の費用負担についてお伺いします。本改正によって、いわゆる除染特措法の特例が

設けられ、国の費用負担で、帰還困難区域内に設定される特定復興再生拠点区域の除染が行われることとなります。本来ならば、福島第一原子力発電所事故によって放射能汚染の原因をつくった東京電力に對して求償すべきものであり、それを国が負担するということは、汚染者負担原則の例外を認めることにほかならないではありませんか。

復興のステージに応じた新たな町づくりとして実施することや、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施することが、東京電力に對して除染費用を求償しないことの理由となるのでしょうか。インフラ整備の前提として除染が必要となるのは、除染費用を東京電力に求償する避難指示解除準備区域や居住制限区域においても同じではありませんか。

山本環境大臣は、衆議院本会議における我が党の細野議員の質疑に對し、復興拠点整備は、それまでの方針から国として前に踏み出し、復興のステージに応じた新たな町づくりとして実施するものであること、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施するものであることといった様々な事情を勘案した上で、除染特措法ではなく福島復興再生特措法に基づいて実施することとし、国費で実施するとの方針になったものであるとして、汚染者負担の原則に矛盾するものではないとの考えを示されましたが、理解に苦しみます。山本環境大臣に納得いく説明を求めます。

また、特定復興再生拠点区域の除染に充てる費用として、平成二十九年東日本大震災復興特別会計予算に三百九億円が計上されるとともに、今後の特定復興再生拠点区域の整備の進捗に伴い、更に多額の費用が必要になると見込まれております。

今でも賠償の費用を電気料金に上乗せして、国

民の理解を得ず徴収しています。生活保護受給者、高齢者で収入の少ない年金生活者からも、詳しい説明もなく原発事故の賠償金の負担をいただいておきながら、また更に税金を投入し、新たな国民負担を生むことを踏まえると、政府には国民に對する説明責任があると考えますが、十分に尽くされたのでしょうか。

本来ならば、国民にしっかりと議論していただいで、国民が納得いく形で税金を投入すべきと考えますが、世耕経産大臣の見解を求めます。

あわせて、今村復興大臣にも伺います。今回の国による除染費用の負担について、詳しく理解のできる説明が国民に對して必要と考えますが、どのような手段で広く理解していただく説明をされるのか、大臣の答弁を求めます。

さらに、関連して、帰還困難区域全域における除染費用の負担の在り方についてお伺いします。帰還困難区域の避難指示解除に向けては除染が不可欠ですが、政府によると、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域における除染費用を誰が負担するかについては今後の検討課題とされています。仮に、この除染費用を東電に求償せず、国の負担によって行う場合は、税金を投入することになり、結果として、人の戻らない、また戻る人の少ない土地については除染が行われない可能性が生じることになります。

帰還困難区域全域の避難指示解除を目指すのであれば、その除染費用は東京電力に求償することを基本的な方向として検討すべきと考えますが、世耕経産大臣の見解をお示しください。

次に、被災児童生徒に對するいじめへの対策についてお伺いします。

昨年十一月に明らかになった横浜市の事例を始め、東京電力福島第一原子力発電所事故により避

難を余儀なくされている児童生徒などがいじめに遭うという事案が全国各地で明らかになっております。このような卑劣な行為は断じて許されず、あらゆる対策を講じ、未然の防止や被害者のケアに努めることが重要となります。

本改正でも、いじめの防止のための対策の実施を支援するために必要な施策を講じることが福島復興再生特別措置法に明記されていますが、今回の今村復興大臣の自主避難者への自己責任という大臣の言葉は、新たないじめを生んでいく可能性をはらんでいると考えます。私の認識について、今村復興大臣の見解を伺います。

あわせて、松野文部科学大臣に伺います。あらゆるいじめ防止の施策を講じていてもいじめ自殺等の事案が全国で発生している中、今回の今村復興大臣の発言から新たないじめが発生する可能性に対して、今後どのような対策を講じていく考えなのか、対応方針について大臣の答弁を求めます。

過去、政府は、経済至上主義、国家の繁栄の目的のため、水俣病を始め多くの被害者を生んできました。水俣病被害者の皆さんは、半世紀過ぎる今でも深刻な被害に苦しめられ、いじめ、偏見、差別の中にあり、厳しい裁判闘争を今でも展開されています。

私は、水俣特措法の法案作成に携わったとき、全ての被害者の皆さんを救済する法律にできなかった反省を踏まえて、二度と同じ被害を繰り返してはならないという思いから、国策による公害被害の被害者の皆さんの補償は、経済発展の恩恵をいただいた私たち国民みんなが被害者に寄り添って関わっていかねばならない問題と考えています。

原発被害の被災者の皆さんに、水俣病被害者の皆さんと同じ思いをさせてはなりません。これから

ら懸念される健康被害の不安を解消するためにも、水俣病被害者の皆さんには満足にできなかった健康調査等の対策をしつかり継続していかねばなりません。その対策はどうなっているのか、山本環境大臣に明快な答弁を願います。

第二の水俣病と言われる新潟水俣病は、政府が素早い対応をしていれば防げた二次被害です。国策の名の下に経済成長の犠牲になった国民を救済することもなく、長い間の裁判闘争、終わることのない苦悩の日々を再び送らせています。この現状から、国は本当に反省しているのか、熊本水俣病から何を学んだのか、人の心に寄り添っていかねばならない本来の使命を忘れ、心ない政治が繰り返されていきます。この二の舞を決して演じてはなりません。

本日に反省しているのなら、民進党が提出している、被災者の生活再建支援金の増額、速やかな復興を推進させるための土地の権利取得、土地利用の早期開始を可能とする等の復興加速四法案を審議し、可決すべきです。

今回の今村復興大臣の発言は、福島第一原発事故に対する教訓からの学びのない姿勢の表れであると指摘をさせていただきます。この反省のない政府は、同じ間違いを必ず起こします。ここでしっかりと反省し、二度と同じ被害を生まないために、その根本の考えを正してもらわなければなりません。

安倍総理を先頭に、全ての関係者の皆さんには、今回の今村復興大臣の暴言から学びをいただきたい、原発事故の教訓を生かし、二〇三〇年代、原発ゼロを目指し、再生可能エネルギーの国として生まれ変わり、二度と同じ被害者を出さない国にこの国を生まれ変わらせていただくことを心から願って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣今村雅弘君登壇、拍手)

○国務大臣(今村雅弘君) 復興大臣としての心構えやこれまでの対応、原発事故の受け止め方についてお尋ねがありました。

これまで、復興大臣として度々被災地に訪問するなど、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら東日本大震災の復興に全力で取り組んでまいりました。

地震・津波被災地域については、生活のインフラの復旧はほぼ終了し、住まいの再建も来年春までには九割以上が完成する見通しであり、復興は着実に進展しています。二〇二〇年度までに地震、津波の被災地域の復興をやり遂げるという強い意思を持って、引き続き復興を加速していきたいと考えています。

福島についても、川俣町、浪江町、飯館村や富岡町でこの春に避難指示が解除され、これから本格的に復興再生に向けた動きが始まっていくことになります。引き続き、帰還に向けた医療、介護、教育等の生活環境の整備について一層の推進を図ってまいります。また、本法案により、可能なところから着実かつ段階的に帰還困難区域の復興に取り組むものとして特定復興再生拠点区域を定めて、当該区域の復興再生を推進してまいります。

福島原発事故に関しては、これまで各種の事故調の報告書で指摘されているとおり、政策当局も含め、原子力事業の関係者がいわゆる安全神話に陥り、福島第一原発事故のような悲惨な事態を防ぐことができなかったことへの反省をいつときたりとも忘れてはならないと考えております。

私の発言に関するお尋ねがありました。自主避難者の皆さんが原発事故のために避難されていることにつきましては、よく承知しております。御指摘の自己責任との発言につきまして

は、帰還されるかどうかは、仕事の関係や子供の教育等、様々な御事情がある中、それぞれ御本人の自主的な判断を尊重すべきとの思いで述べたつもりであります。しかしながら、原発事故のために避難しておられるにもかかわらず、避難そのもののまでが自らの責任のような伝わり方と印象を与えてしまい、この点については深くおわび申し上げます。

また、裁判についての発言につきましては、福島県が二年前に仮設住宅の供与を終了する方針を出して以降、戸別訪問を実施するなど丁寧に向かい合いが行われてきたこと、その上で、どうしても物事の折り合いが付かないときには司法の判断に委ねることもあるということを一般論として発言したものであります。今後も、引き続き、それぞれの御事情に応じて生活の再建が果たされるよう、福島県と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

特定復興再生拠点区域における除染費用の負担に関する国民への周知についてのお尋ねがありました。

本法案では、帰還困難区域の復興拠点の整備を復興のステージに応じた新たな町づくりとして実施するものであるため、除染費用を国の負担で行うこととしております。これは、除染等を国が前面に出て責任を持って進めるべきとの地元の要望にも沿うものと考えております。その上で、国民の御理解をいただくため、法案に関するこれまでの国会審議においても除染費用の負担について御説明申し上げているところでありましたが、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

また、改正法の成立の後には、関係市町村に改正法の趣旨、制度を説明していくとともに、復興庁のホームページへの掲載などを通じて幅広い周知に努めてまいります。

いじめの件についてお尋ねがありました。
私の発言の真意については先ほど答弁申し上げたとおりであり、御理解いただきたいと思います。

避難している児童生徒へのいじめ対策については、文部科学省と連携してスクールカウンセラー等の派遣を行っているところです。また、放射線に関する誤った理解がまだ存在する状況を踏まえ、関係省庁と連携して正しい理解の促進と情報発信の強化に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣山本公一君登壇、拍手)

○国務大臣(山本公一君) 汚染者負担の原則と除染の費用負担についてお尋ねがございました。

今般の原発事故に関連する費用を社会的にどう負担していくかにつき、復興拠点整備は、それまでの方針から国として前に踏み出し復興のステージに応じた新たな町づくりとして実施するものであること、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施するものであることといった様々な事情を勘案した上で、除染特措法ではなく福島復興再生特措法に基づいて国費で実施するとの方針となったものでありまして、汚染者負担の原則に矛盾するものではないと考えております。

今般提出の法案においては、帰還困難区域の復興拠点について、除染事業とインフラ整備等を復興拠点の整備に係る同一の計画枠組みの中に規定し、復興のステージに応じた新たな町づくりとして両事業を一体的かつ連動して進めていくこととされています。除染とインフラ整備等を別々の計画の下で実施する従来の方法とは異なるものであり、従来の事業との違いがないとの御指摘は当たらないと考えております。

次に、今般の原発事故に伴う住民の健康管理についてのお尋ねがございました。
環境省では、福島県が実施する県民健康調査に

ついて支援を行うとともに、甲状腺検査を行う医師や技師への検査技術の研修を行う等の人材育成支援を行っております。また、事故による放射線の影響に係る健康不安対策として、住民の理解増進や住民からの相談に対応する人材の育成等を行うリスクコミュニケーション事業にも取り組んでいるところです。福島県が実施する県民健康調査への支援を含め、引き続き必要な対策の推進に努めてまいります。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

○国務大臣(世耕弘成君) 大島議員にお答えいたします。

賠償や特定復興再生拠点区域の除染の費用負担についてお尋ねがありました。

賠償に充てる資金については、原賠機構法に基づき事業者から徴収しており、その料金算入に当たっては、厳正な料金審査に加え、公聴会を開催するなど、国民への御説明を重ねてまいりました。また、今回の帰還困難区域における復興拠点での除染については、従来の方針から前に踏み出して復興のステージに応じた新たな町づくりの環境として実施するものであるため、国の負担の下で行うこととしたものです。

賠償や除染等、福島第一原発の事故の対応に要する資金確保の在り方については、引き続き丁寧な御説明を尽くしてまいります。

復興拠点外の除染費用の負担の在り方についてお尋ねがありました。

帰還困難区域の取扱いに関する政府の方針は、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実にかつ段階的に復興を目指して取り組むこととあります。福島復興再生特別措置法改正法案は、これを具体化するものとして、復興拠点を

定め、国の負担の下で除染などの整備を集中的に進めることとしたものです。

お尋ねのあった復興拠点外の除染費用の負担の在り方については、復興拠点外の取組の方向性そのものについて、放射線量を始め多くの課題があること等を踏まえれば今後の検討課題となるものと考えており、取組の方向性自体が検討課題である以上、除染費用の負担の在り方についてもその中で検討されるものと認識しております。(拍手)

(国務大臣松野博一君登壇、拍手)

○国務大臣(松野博一君) 大島議員から、今般復興大臣の発言と被災児童生徒に対するいじめへの対策についてお尋ねがありました。

まずは、今般復興大臣の発言については、既に大臣は謝罪の上、発言を撤回されたものと承知しております。

原子力発電所事故等により避難している児童生徒のいじめについては、今般、全国の各学校に対して確認を依頼したところ、中には、福島に帰れ、放射能がうつるなどと言われたものがありました。このようないじめの背景には、周囲の大人も含め、避難を続ける方々のつらい思いに関する理解不足や放射能に関する理解不足が存在すると考え、先般、私からメッセージを発表しました。

メッセージでは、全国の児童生徒に対して、震災を経験して、ふるさとを離れて慣れない環境の中で生活を送る友達のことを理解し、その方に寄り添い、一緒に支えながら学校生活を送ってほしいとの思いを込めているほか、保護者、地域住民の皆様に対しては、学校等と連携して、被災地の状況や放射線に関する理解を深めようとする取組を行っていた、だくよう願いをしております。

また、文部科学省においては、先般、いじめの防止等のための基本的な方針を改定し、被災児童生徒に対するいじめの未然防止、早期発見につい

て明記し、取組の強化を求めたほか、福島県教育委員会作成の道徳教育教材の積極的な活用、放射線副読本等の活用を含む放射線に関する教育の充実を各学校に促しております。

文部科学省としては、今後とも、各教育委員会に必要な指導、助言を行うなど、被災児童生徒に対するいじめの防止に努めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 新妻秀規君。

(新妻秀規君登壇、拍手)

○新妻秀規君 公明党の新妻秀規です。

ただいま議題となりました法律案につきまして、自民・公明を代表して質問をいたします。
東日本大震災から六年がたちました。改めまして、震災でお亡くなりになられた方々、御遺族の皆様は哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

これまで、私も自民、公明両党は、福島復興なくして日本の復興なし、この思いで、政権の最重要課題として福島復興に取り組んでまいりました。この三月末には、居住制限区域の避難指示が飯館村始め四町村で解除になり、帰還困難区域を除く地域について、当初の除染も完了をいたしました。しかし、県内外の避難者はいまだ八万人に上り、より一層の取組の加速化が求められております。引き続き、国が前面に立つて復興の加速化を推進していくことが必要です。この点を強く要請申し上げます。

まず、帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の創設について伺います。
本法律案では、帰還困難区域のうち、放射線量の低減が見込めることや交通の利便性など一定の条件を満たす区域について、市町村長は特定復興再生拠点区域として計画を作成し、内閣総理大臣に計画の認定を申請できるとしております。今

回、新たに特定復興再生拠点区域を創設する意義について、今村復興大臣に伺います。

特定復興再生拠点区域の計画作成の際には、区域の範囲、目標、期間、土地利用、事業手法などを記載することが求められており、ノウハウやマンパワーの面で、市町村単独では難しい場合もあるのではないかと考えます。政府は、市町村に対し、この新しい制度について分かりやすく丁寧な説明するとともに、市町村が円滑に申請できるように、万全の支援体制をしいていただきたいと思います。今村復興大臣、いかがでしょうか。

また、市町村が帰還困難区域について中長期的な構想を策定した場合、国は、地域交流拠点となる施設の機能回復など、当該構想に基づいて行う取組を支援するという規定も盛り込まれておりますが、この意義についても今村復興大臣の答弁を求めます。

次に、官民合同チームの体制強化について伺います。

避難指示の解除は、ゴールではなく、本格復興のスタートであり、事業、なりわいが再建して住民の生活が戻ることをゴールです。一昨年の夏に結成された官民合同チームは、事業者や農業者を個別訪問する中でいただいた要望を基に、個別に対応した支援を行ってきたと伺っております。ここで、これまでの活動の実績、訪問活動から見えてきた事業者の直面する課題について、世耕経産大臣、山本農林水産大臣に伺います。

今回の法改正によって、これまで、国、福島県、福島相双復興推進機構などの寄り合い世帯だった体制を変え、この機構を法律で位置付けて、機構の下に全ての職員が所属するという組織の統一がなされますが、なぜこの改正が必要なのか、また、この組織体制の変更が事業者や農業者の直面する課題の解決にどう役立つのか、今村復興大臣から具体的に答弁をお願いいたします。

次に、福島イノベーション・コースト構想について伺います。

今回、福島イノベーション・コースト構想が法定化されます。この構想の実現に向け、国が最後まで責任を持って取り組んでいく、この姿勢で強力に推進をしていただきたい。また、あわせて、福島県を再生可能エネルギーの先駆けの地とすることを目指した福島新エネ社会構想の推進も極めて重要です。今後、福島イノベーション・コースト構想並びに福島新エネ社会構想をどう実現していくのか、世耕経産大臣の決意をお伺いします。

次に、風評被害対策について伺います。

福島県産の農林水産品について、震災前の価格にまで戻らず、全国平均の価格と差が生じていることに鑑み、本法律案には販売不振の実態を調査するとの規定が盛り込まれております。風評被害の払拭には、生産から流通、販売に至るまでの総合的な支援、対策が求められるため、農林水産省を始め、経済産業省、消費者庁、また外務省など関係省庁が連携して取り組んでいく必要がありますが、どのようにして省庁間の連携を図り、実効的な対策を立てていくのでしょうか。山本農林水産大臣に伺います。

次に、いじめ対策について伺います。

東日本大震災と原発事故で福島県内外に避難した子供たちへのいじめが、この一年間で百二十九件確認されました。背景には、放射線や避難を続ける方々への理解不足があると指摘をされておりますが、このような状況を放置するわけには断じてまいりません。直ちに具体的かつ効果的な対策を取っていただきたい。また、避難先の子供だけではなく、大人の間でも偏見に基づきいじめが起きているという実態がありますが、こうした事態

にどう対応するのか、今村復興大臣に伺います。最後に、地域住民の交通手段の確保への具体的な支援策について伺います。

本法律案では、被災十二市町村への帰還促進や生活利便性の向上のため、持続可能な地域公共交通網の形成に対し必要な措置を講ずるとしております。

我が党の福島復興加速化会議において、飯館村から、来年四月に再開予定の学校へ、村外の避難先等からスクールバスを走らせたいとの声が上がっております。地域住民の生活の利便性向上と帰還促進のため、交通手段の確保は極めて重要な課題です。ここで、避難者の帰還を促し、不便なく日常生活を送るための交通手段の確保について具体的にどのような支援策をお考えか、今村復興大臣に伺います。

福島復興のより一層の加速化に向け、一日も早い本法案の成立が求められております。これから徹して被災者に寄り添う支援を続けていくことをお誓いをし、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣今村雅弘君登壇)

○国務大臣(今村雅弘君) 特定復興再生拠点区域を創設する意義についてのお尋ねがありました。事故後、時間の経過とともに放射線量が低下しているところもあること、帰還困難区域を抱える七市町村及び福島県の要望を踏まえ、帰還困難区域に居住を可能とする復興拠点を整備することといたしました。そのため、本法案では、まずは特定復興再生拠点区域を定めて除染やインフラ整備等を集中的に実施し、復興再生の足掛かりを築いていくこととしております。

次に、計画作成の支援体制についてのお尋ねがありました。本法案では、市町村が計画を作成し、国が認定を行うこととしております。改正法の成立の後、

まずは市町村に法の趣旨、制度を分かりやすく丁寧に説明してまいります。今後、市町村が計画を検討するプロセスにおいても、国としてしっかりと協力、支援していきたいと考えております。

帰還困難区域の中長期的な構想の意義についてのお尋ねがありました。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの決意を示しております。そのため、まずは特定復興再生拠点区域を定めて、復興再生の足掛かりを築いていくこととしております。復興拠点の外であっても、墓地等への立入りが可能な環境を維持するなど、市町村が策定する中長期的な構想に基づいて行う取組を国が支援することとしております。

次に、福島相双復興官民合同チームの体制強化に向けた法改正の目的及び必要性についてのお尋ねがありました。

被災十二市町村における産業、なりわいの再生は極めて重要な政策課題であり、事業者支援の中心的役割を担う官民合同チームが継続的に支援を行っていくことは重要です。他方、官民合同チームの中核である福島相双復興推進機構においては、国職員の持つ知見や人脈を活用した持続的な業務遂行の確保、官民合同チーム内における意思決定プロセスの統合や情報基盤の統一が課題となっております。

このため、これらの課題を解決するべく、福島相双復興推進機構に国職員を派遣できるよう福島特措法を改正し、一元的な組織体制の下に、事業者や農業者の課題の解決や事業再開に向けて、腰を据えて支援を行うための体制の強化を図ってまいります。

次に、避難者へのいじめ対策についてのお尋ねがありました。

社会全般に放射線についての誤った理解がいまだに存在している状況があり、避難者がいじめに遭うという事態が発生したことは極めて残念なことです。避難児童生徒へのいじめ対策については、文部科学省と連携して、避難した児童生徒の心のケアや教職員に対する研修、保護者等への助言、援助などを行うスクールカウンセラー等の派遣を行っているところです。

避難児童生徒に限らず、大人も含めたいじめなど、東日本大震災に起因する様々な人権問題については、法務局等において人権相談を行っているところでもあります。

また、これまでも放射線に関するリスクコミュニケーションに取り組んできたところですが、今後、さらに、一般向けの分かりやすい資料を作成すること等により、関係省庁と連携して、官民挙げて放射線に関する正しい理解の促進と情報発信の強化に努めていきたいと考えています。

福島の原子力被災十二市町村における交通手段の確保への支援策についてお尋ねがありました。御指摘のとおり、被災十二市町村における交通手段の確保は重要な課題であり、地域の実情に応じきめ細かく対応する必要があります。

具体的な取組として、国土交通省において、地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例により、被災地のバス交通や乗り合いタクシー等の確保、維持を支援しており、今年度予算から、福島十二市町村への避難住民の帰還を促進するため、補助対象を拡大したところであります。

さらに、復興庁において、福島生活環境整備・帰還再生加速事業等を活用し、住民の一時帰居のためのバスや、自宅から医療機関、商店、公共施設等を結ぶデマンドバスの運行などを、また、文部科学省において、被災児童生徒就学支援等事業として、スクールバスの運行による通学手段の確保

の支援を実施しております。

今後とも、住民の方々の御意見に耳を傾け、また地域の実情を踏まえながら、できる限りの支援を行ってまいります。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

○国務大臣(世耕弘成君) 新妻議員にお答えいたします。

福島相双復興官民合同チームの活動実績と事業者の直面する課題についてお尋ねがありました。

官民合同チームは、平成二十七年八月の創設以来、これまでに約四千六百の被災事業者を個別に訪問し、そのうち約二千九百事業者を再訪問するなど、事業、なりわいの再建に向けた支援を実施してまいりました。これから帰還して事業を再開するため設備投資への支援が必要な事業者もいれば、既に事業を再開しており、人材確保や販路開拓への支援を必要としている事業者もいるなど、課題は個々の事業者によって異なります。このため、官民合同チームは、個々の事業者のニーズを踏まえたきめ細やかな支援に継続的に取り組んでいく必要があると認識をしております。

福島イノベーション・コースト構想と福島新工

福島イノベーション・コースト構想について

は、浜通り地域に新たな産業を創出することを目指し、廃炉やロボット等の研究拠点の整備等に取り組んでまいりました。今後は、これらの拠点を核とした産業集積の実現や周辺環境の整備、地元企業と域外企業の連携によるビジネスの創出などを進めていくことが必要です。

経済産業省としては、福島特措法の改正等により実現される新たな枠組みの下、復興庁を始めとする関係省庁と緊密に連携しつつ、強力に推進してまいります。

また、福島新工社会構想については、再生可

能エネルギーの導入拡大、水素社会の実現に向けたモデル構築、スマートコミュニティーの構築を三つの柱として取り組んでおり、福島全県を未来の新たなエネルギー社会を先取りするモデル創出の拠点とするため、この構想の実現に向けて強力に推進してまいります。(拍手)

(国務大臣山本有二君登壇、拍手)

○国務大臣(山本有二君) 新妻議員の御質問にお答え申し上げます。

官民合同チームの活動の実績と農業者の直面する課題についてお尋ねがありました。

農林水産省は、福島相双復興官民合同チームの営農再開グループに参加して、これまで、市町村等を七百回以上訪問し、営農再開支援策の説明を行うとともに、地域農業者の将来像の策定、将来像の実現に向けた農業者の取組を支援してきたところでございます。

こうした取組の結果、営農再開に必要な機械、施設の整備、農産物の販路の確保等の課題が明らかとなりました。このため、機械、施設、家畜等の導入を支援する事業、販路拡大、販売促進に向けた取組等を支援する事業を措置したところでございます。さらに、今月から、営農再開グループの体制を強化し、農業者の個別訪問の対象を拡大して、要望の調査と支援策の説明等を行っております。これらの取組や支援を通じて、福島県の営農再開に向けて全力で取り組んでまいります。

次に、風評被害対策の取組についてのお尋ねが

ありました。

風評払拭に向けましては、これまでも、復興庁を始め、経済産業省、消費者庁、外務省など関係省庁から成るタスクフォースに参画し、正確で効果的な情報発信、被災地産品の販路拡大などに取り組んできたところでございます。

また、福島特措法改正案に販売等の実態調査や当該調査に基づく指導、助言等の措置を講ずることを位置付けるとともに、平成二十九年年度予算におきまして、新たに、生産から流通、販売に至る総合的な支援に必要な予算を計上しております。

さらに、内閣府、経済産業省、復興庁、農林水産省に加え、福島県、農業関係団体等の関係者から成る風評払拭対策協議会を創設し、風評の事態や施策の効果の継続的な検証を開始したところでございます。今後とも、関係省庁と連携しながら、福島県産農林水産物の風評払拭に向けまして全力で取り組んでまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 岩淵友君。

(岩淵友君登壇、拍手)

○岩淵友君 日本共産党を代表し、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について質問します。

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から六年がたちました。いまだに福島県内外で七万人を超える方々が避難生活を強いられています。

私は福島県の出身です。六年前の三月十一日、電気も水道も止まり、余震と寒さの中、眠れないまま夜を過ごしました。翌日、福島市の避難所で、必要なものはないか、困っていることはないかと歩いているときに飛び込んだのが、福島第一原発が爆発したというニュースでした。これから一体どうなってしまうのか、言いようのない不安を抱えて過ごした日々を忘れることができません。廃炉・汚染水問題は先が見えず、事故は収束していません。

原発事故さえなかったら、失うことのなかった命があります。生まれ育った自然豊かなふるさとで、家族や友人とともになりわいや生きがいを持って生活する、この当たり前の暮らしと人生を奪われることもありませんでした。福島県民の苦しみは今も続いています。

それにもかかわらず、原発事故によって避難指示区域外から避難する方々にとって命綱である住宅無償提供が三月末で打ち切られました。今村復興大臣が自主避難を自己責任だと言いつつたことに對し、原発事故さえなければ避難をする必要はなかったと、怒りの声が全国に広がっています。

大臣の暴言はこれだけではありません。福島復興はマラソンで例えると三十キロ地点と、あたかも復興がもう終盤であるかのような発言をし、福島県知事から、まだスタートラインにも立っていない地域もあると指摘されたばかりです。さらに、自主避難者に、ふるさとを捨てるのは簡単という驚くべき発言をしました。全国で怒りの声が起り、東京に避難をしている方からは、ふるさとを捨てるのができないから六年間も苦しんでいるんだと涙ながらの訴えがありました。

大臣は自己責任発言を撤回したと言いますが、何を撤回したのですか。辞任を求める声はますます大きくなるばかりです。このことをどう受け止めていますか。

今村大臣の暴言だけにとどまらず、今年の東日本大震災追悼式で安倍首相は原発事故に言及しませんでした。原発事故を終わつたことにしようとしているのかと批判の声が次々上がりました。これらのことは単なる言葉や態度の問題ではありません。住宅無償提供を打ち切つたことを含め、福島を切り捨てる安倍政権の姿勢があらわになったものではありませんか。官房長官、お答えください。

子ども・被災者支援法では、移動及び帰還の選択を自らの意思で行えるよう、被災者がそのいづれを選択した場合でも適切に支援するものでなければならぬと明記しています。先日、前橋地裁判決では、国と東京電力の加害責任を認め、避難区域の内外を問わず避難すること、避難を継続す

ることの合理性を認めています。

官房長官、原発事故前にどこに住んでいたかにかかわらず、ふるさとに戻りたい人も戻れない人も、その選択が尊重されるというのが国の支援の基本姿勢であるべきです。答弁を求めます。

福島県が行った調査では、避難区域外から避難する世帯は三月時点で一万二千世帯を超えています。住宅の無償提供継続を求める意見書採択は百件にも上り、自主避難者を受け入れている兵庫県宝塚市の市長は、自治体の支援には限界があり、国が一律の支援策を打ち出すべきだと述べています。復興大臣、国の責任で住宅無償提供を継続するべきではありませんか。

本法案は、将来にわたつて居住を制限することを原則としてきた帰還困難区域の中に特定復興再生拠点区域を定め、五年後をめどに帰還できるようにするというものです。そのために復興拠点の除染とインフラ整備を一体的に行い、その費用は東京電力に求償せず、国が負担するとしています。

除染の費用は汚染の原因者である東京電力が負担すべきという原則を真つ向から踏みこむものです。東電救済を目的としたものではないのですか。事故の原因者である東京電力の責任を免罪し、そのツケを国民に押し付ける、こんなことは認められません。このことを国民にどう説明するのですか。

帰還困難区域が面積の八割を占める浪江町の町長は、国費を投じる公共事業となると必ず費用対効果の議論が持ち上がる、戻る人数が少なくない事業を行わないということになり、全エリアの除染が行われない可能性が高いと述べています。復興拠点だけでなく、住民が納得するまで徹底した除染を行うべきというのが住民の強い願いです。この願いにどう応えるのですか。

被害者には自己責任を押し付ける一方で、加害者である東京電力の責任は免罪する本法案を提案する今村大臣に、復興を進める資格はありません。直ちに辞任をするべきです。

暮らしとなりわいの再建なくして復興はありません。福島県商工会連合会が行った調査では、避難区域外事業者の六割が損害賠償の請求をしていないことが明らかになりました。自分の事業には賠償が出ないと思つたというのが最大の理由で、東京電力に問い合わせたときに、あなたは賠償できないと言われたからだという方がいる、こうした事態を先月の委員会でも世耕大臣に示しました。商工業者の賠償請求に對して、加害者である東京電力が門前払いや値切り、打ち切りを続けていることも許されるものではありません。商工業への営業損害賠償の実態について東京電力に確認し、しっかりと指導することを求めます。経産大臣、いかがですか。

地震のたびに原発は大丈夫かと不安になり、原発に何かあればいつでも避難できるように車に避難の準備をし、ガソリンが半分になったら給油する、原発事故から六年たつても福島県民の不安は消えていません。あれだけの原発事故があつたのに、なぜ第二原発は廃炉にならないのか、まさか第二原発を再稼働しようというのか、不信感は募るばかりです。第二原発の廃炉をなぜ国が決断できないのか。

昨年十二月の福島県議会では、四度目となる第二原発廃炉を求める意見書が全会一致で採択されており、県民の総意です。政府は廃炉は事業者の判断と言いますが、東京電力は国のエネルギー政策の動向を見て判断すると述べています。第二原発の廃炉を国の責任で決断するべきです。経産大臣の答弁を求め、質問といたします。(拍手)

〔国務大臣今村雅弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(今村雅弘君) 私の発言等に関するお尋ねがありました。

自主避難者の皆さんが原発事故のために避難されていることにつきましてはよく承知をしております。御指摘の発言につきましては、帰還されるかどうかは、仕事の関係や子供の教育等、様々な御事情がある中、それぞれ御本人の自主的な判断を尊重すべきとの思いで述べたつもりであります。しかしながら、原発事故のために避難しておられるにもかかわらず、避難そのもののまですら責任のような伝わり方と印象を与えてしまったことから、この発言については撤回したところでありますが、改めてこの点について深くおわび申し上げます。

今後も引き続き、それぞれの方の御事情に應じて生活の再建が果たされるよう、福島県と連携し、しっかりと取り組んでまいります。また、私としても、引き続き、誠心誠意職務に当たり、被災者に寄り添い、被災地の日も早い復興再生に全力を尽くしてまいります。

福島の自主避難者への住宅支援についてお尋ねがありました。

この度の応急仮設住宅の供与の取扱いにつきましては、福島県が住居の確保の市町村ごとの状況等を踏まえて判断し、災害救助法に基づいて内閣府に協議がなされ決定されたものであります。応急仮設住宅の供与終了に伴い、福島県では戸別訪問等を実施し、丁寧な避難者の御事情をお伺いするとともに、民間賃貸住宅の家賃補助や公営住宅の確保などを行っております。復興庁としては、雇用促進住宅での受入れを関係団体に協力要請し、住宅の一部提供が行われることとなったほか、国土交通省とも連携しながら、公営住宅への入居円滑化の支援を行っている

ところであり、引き続き、それぞれの方の御事情に応じて生活の再建が果たされるよう、全国的生活再建支援拠点への支援や帰還に向けた生活環境整備を行うなど、福島県と連携し取り組んでまいります。

帰還困難区域の復興拠点における除染費用を国の負担とする目的及び国民への説明についてのお尋ねがありました。

帰還困難区域は、将来にわたって居住を制限することを原則とした区域として設定されており、こうした政府方針を前提に、東京電力は賠償の支払を実施しております。今回、帰還困難区域においては、こうした従来の方針から前に踏み出して、新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備することといたしました。この整備は、復興のステージに応じた新たな町づくりとして実施するものであるため、除染費用を国の負担の下で行うこととしております。したがって、改正法案は東京電力を救済することを目的としたものではありません。

なお、福島原発事故に係る事故収束や賠償の対応については、事故の当事者である東京電力が最後まで責任を持つて行うこととし、昨年十二月二十日に閣議決定した政府方針においても、東京電力に福島復興に向けた責任を貫徹させていくと明記をしております。

また、除染を国の負担で行うことについて国民の御理解をいただくため、法案に関するこれまでの国会審議においても説明申し上げているところであり、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

帰還困難区域の復興拠点以外における除染についてのお尋ねがありました。

本法案は、可能なところから着実かつ段階的に帰還困難区域の復興に取り組むものとして、まず

は特定復興再生拠点区域を定めて除染やインフラ整備等を集中的に進め、避難指示解除を行い、復興再生を推進するというものを具体化しているものであります。

他方、復興拠点を除いた帰還困難区域全体の取扱いについては、放射線量を始め多くの課題があり、帰還困難区域を有する市町村の置かれている状況も様々であることから、今後の検討課題であるものと認識しております。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇、拍手)

○国務大臣菅義偉君 福島復興への安倍政権の姿勢についてお尋ねがありました。

東日本大震災は、津波、地震、そして原発事故の複合災害であり、三月十一日の追悼式典におきましても、原発事故の被害者も当然含めたものであり、総理の式辞でも福島復興に向けた強い思いを述べられていたと承知をいたしております。

また、三月十日に行った復興推進会議・原発本部合同会議においても、総理から、原子力災害からの復興再生が東北の復興のために欠かすことができないとして、関係全員が全力を尽くすよう改めて指示をしたところであります。政府としては、原子力災害被災地域の復興に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

福島復興再生に対する支援についてのお尋ねがありました。

子ども・被災者支援法においては、被災者が福島における居住、他の地域への避難、元の地域への帰還のいずれを選択した場合であっても、適切に支援することとされております。

政府としては、同法の趣旨も踏まえて、被災者それぞれの御事情に応じた生活の再建が果たされるよう、インフラの復旧・復興、医療、教育、鳥獣害対策、なりわいの再生など、帰還に向けた生活環境の整備、さらに、全国二十六カ所被災者の

相談にきめ細かく応じる生活再建支援拠点の支援などに取り組んでいるところであります。今後ともしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君登壇、拍手)

○国務大臣世耕弘成君 岩瀬議員にお答えいたします。

賠償についてお尋ねがありました。

東京電力は、二〇一四年に策定した新・総合特別事業計画において、最後の一人が新しい生活を迎えることができるまで、被害者の方々に寄り添い賠償を貫徹するという方針を明らかにしているところであり、東京電力がこうした取組を適正に行い、該当する最後の一人名でしっかりと請求していただくことが重要です。

経済産業省としても、新・総合特別事業計画の履行状況の評価等を通じて、東京電力の取組状況を確認し、必要に応じてしっかりと指導してまいります。

福島第二原発の扱いについてお尋ねがありました。

福島第二原発については、福島県の皆様の心情を察すると、これまでに新規制基準への適合性審査を申請している他の原発と同列に扱うことは難しいと認識をしております。まずは、東京電力が地元の皆様の声に真摯に向き合った上で判断を行うべきものと考えております。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 石井苗子君。

(石井苗子君登壇、拍手)

○石井苗子君 日本維新の会の石井苗子です。私は、党を代表して、ただいま議題となりました福島復興再生特別措置法の一部を改正する法案について質問をいたします。

日本維新の会は、東日本大震災を始め国内の災害復興費用は、国民負担の前に、国会議員が身を

切る改革として公務員の人員費削減によつて捻出すべきと考えています。そこで、昨年から、日本維新の会は、我が党の国会議員の歳費から毎月十八万円を集め、党の代表者が熊本地震と東日本大震災の被災地を訪れ、党として復興資金を寄附する行動を開始いたしました。

今年の二月は、福島県の富岡町郡山事務所を訪れ、町長と面談し、四百五十万円の寄附をいたしました。その富岡町が、四月一日に町の八五%に当たる区域が避難指示解除となり、帰還が始まりました。

本法案が福島復興に資するものになることを願って、以下を質問させていただきます。

初めに、復興大臣にお伺いします。

平成二十八年十二月二十日に閣議決定された原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針には、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持つて取り組むとの決意の下とあり、責任と決意が示されてあります。決意には実行が伴わなければなりません。

本法案では、これまで放射線量が高いために帰還を想定していなかった帰還困難区域に特定復興再生拠点をつくり、帰還を進めることとしています。一方、放射線量に関しては、「おおむね五年以内、特定避難指示の解除に支障のないものとして復興庁令・内閣府令で定める基準以下に低減する見込みが確実であること」としてあります。そこに年間積算線量二十ミリシーベルト以下という文言がありません。

特定復興再生拠点の年間積算線量は二十ミリシーベルト以下であるという基準が今後もしっかりと守られていくのかどうか、復興大臣にお伺いします。

次に、除染の費用について伺います。

除染特措法に基づき、除染費用は東京電力が負担することになっていました。しかし、本法案で

新設される特定復興再生拠点区域の除染費用は、国が負担することに變更されました。

四月四日の衆議院本会議で山本大臣から、特定復興再生拠点区域の除染は、除染特措法から福島復興再生特措法に適用法令の變更がなされるという答弁がありました。こうした變更は、先例として今後広がっていく、モラルハザードにつながる可能性もあると危惧していますが、ともかくこの区域の放射線量を二十ミリシーベルト以下に抑えるために最大限の努力が必要と考えます。

特定復興再生拠点区域の除染費用がどれだけ掛かるのか、費用対効果が期待できる除染方法なのか、そして、なぜ政府がその費用を肩代わりすることになったかの経緯について、復興大臣にお答えを求めます。

次に、官民合同チームについて伺います。国と福島県、そして福島相双復興推進機構などで平成二十七年八月に創立された官民合同チームですが、現在までに公務員の不足という問題が浮上してきています。二月に富岡町を訪問した際も、土木や建築の技術系が足りず深刻な状態でした。

そこで、復興大臣にお伺いします。官民合同チームの中に国家公務員は現在何人いて、地元ニーズに合った数になっているのかどうか、お答えください。さらに、今後、国家公務員の職員派遣なども含め、どういう形で増員していく計画なのかをお答えお願いいたします。

官民合同チームの平成二十八年度の取組について、活動に関する事業者アンケートが行われました。個別訪問については満足、やや満足で七一％という好意的な結果が出ていますが、生活に関わる活動についてはこれからであり、例えば、帰還者の生活再建のための地域医療の再生、介護、保育といった分野の支援は強化が必要です。福島県の浜通りの医療復興計画は、相馬・双葉地域で震

災以前から減少していた看護職員の更なる回復が必要とされています。

こうした地域医療の再生や介護、保育といった分野の支援の取組についてどのような強化策があるのか、併せて復興大臣にお尋ねします。

次に、経済産業大臣にお伺いします。平成二十六年六月の福島・国際研究産業都市構想研究会報告に基づき、浜通りの廃炉研究など具体的なプロジェクトに取り組みとされていますが、問題はそれぞれのプロジェクトの研究者が集まるかどうかです。復興を進めながら新たなプロジェクトを並行してやるのは大変なことですが、

現在、福島イノベーション・コースト構想がありますが、全体的な人員計画と充当率について、将来的にどのような成果を生み出せるのか、また、その費用対効果は期待できるものなのか、計画より人員が集まらない場合はどうするのかといった対策について、経済産業大臣のお考えをお聞かせください。

次に、福島原発事故の被災地域から避難している児童生徒のいじめが社会問題となっていることについて質問いたします。

いじめの背景には、教職員や保護者の原子力や放射能に対する理解がいまだに不十分であること、そして避難者に対する偏見が存在していることが問題ですが、六年も経過した現在もお、こうした問題に対する解決策の効果がなく、この方がより問題だと考えます。教職員や保護者に対して再度科学的な根拠に基づいた放射線に関する情報提供が必要であると同時に、福島県から避難している児童生徒に対するいじめが現在も存在しているという意識を改めて強く持つてもらう必要があります。

被災者に対するあらゆる偏見を取り除き、福島の風評被害を防ぐための一層の努力が大切だと思われまますが、この点につきまして、文部科学大臣

に、今後どのような新しい防止対策をお考えか、お答えください。

日本維新の会は、地方分権の拡大を主張しております。東日本大震災は千年に一度の大災害でした。福島の復興は、地域だけで取り組む規模ではありません。避難地域の意向や避難されている人々の気持ちに最大限にかなえられるように支援していくべきだと考えます。

これからも日本維新の会として被災地支援活動を継続していくことをお約束し、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣今村雅弘君登壇、拍手)
○国務大臣(今村雅弘君) 特定復興再生拠点区域の条件の一つである放射線量の基準についてお尋ねがありました。

復興庁令、内閣府令において、原子力災害対策本部で決定された国の避難指示を解除するための要件である年間積算線量二十ミリシーベルト以下に低減することを基準とする考えでおります。また、除染費用の国費負担の総額、負担理由及び除染の効果についてのお尋ねがありました。

本案では、市町村が計画を作成し、国がこれを認定する仕組みとしております。改正法の成立の後、各市町村において具体的な拠点の場所、規模等を定めていくこととなるため、現時点で拠点の除染に必要な経費をお示しすることはできません。

帰還困難区域は、将来にわたって居住を制限することを原則とした区域として設定されており、こうした政府方針を前提に、東京電力は賠償の支払を実施しております。今回、帰還困難区域において、こうした従来の方針から前に踏み出して、新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備することといたしました。この整備は、復興のステージに応じた新たな町づくりとして実施するも

のであるため、除染費用については国の負担の下で行うこととしております。

また、市町村は、法に規定する区域の要件や計画の認定基準に基づいて、復興拠点の範囲を、使う見通しのある土地であるか、おおむね五年程度で避難指示解除が可能かといった観点から検討を行うことから、除染を含め効果的かつ効果的な整備が行われるものと考えております。

次に、官民合同チームの国家公務員の派遣の現状と今後の計画についてお尋ねがありました。被災十二市町村における産業、なりわいの再生は極めて重要な政策課題であり、事業者支援の中心的役割を担う官民合同チームが継続的に支援を行っていくことは重要です。官民合同チームの構成員のうち国家公務員は四月一日時点で五十三名となっており、これまで必要に応じて人員体制の強化を図ってきています。

今般、福島特措法を改正し、チームの中核である福島相双復興推進機構に国職員を派遣できるようにすることで、一つの組織の下、腰を据えて支援を行うための体制の強化を図ってまいります。

次に、地域医療の再生、介護、保育の支援策についてお尋ねがありました。

避難指示が解除された相双地域の住民の帰還を進めていくためにも、医療、介護、保育施設の再開のための施設整備や人材確保の支援が重要な課題であります。

このため、医療分野においては、医療機関の再開、新設に係る施設整備等に関する支援や、医師、看護師等の養成、確保を図ることが重要であると考えており、これらに必要な予算を計上しております。また、介護、保育分野においても、震災で被災した特別養護老人ホーム等や保育所の施設の復旧や、福島県外からの相双地域の介護施設等への就労の促進といった介護人材の確保などについて財政支援を行っております。

今後とも、引き続き、福島県や厚生労働省と連携しつつ、一日も早い地域医療や介護、保育の再生に取り組んでまいります。(拍手)

〔国務大臣世耕弘成君登壇、拍手〕

○国務大臣(世耕弘成君) 石井議員にお答えいたします。

福島イノベーション・コースト構想についてお尋ねがありました。

福島イノベーション・コースト構想は、地元のニーズやポテンシャルを踏まえ、廃炉やロボット等の重点分野を対象に、拠点の整備や地元企業と域外企業の連携による研究開発等を促進することにより、浜通り地域に新たな産業集積の創出を目指す。

この構想の具体化に当たっては、最大限の効果を発揮するよう、福島ロボットテストフィールド等の施設整備に際して競争入札制度を導入しているほか、整備した拠点の広範な用途への活用や、研究開発による成果の普及促進等の取組を進めているところであります。

また、人材の確保へ向けて、廃炉分野におけるJAEA等の関係組織の人材の活用に加えて、浜通り地域で実施される企業や大学による研究開発活動への支援や、地元教育機関における人材育成に向けた取組を総合的に進めてまいります。(拍手)

〔国務大臣松野博一君登壇、拍手〕

○国務大臣(松野博一君) 石井議員から、被災児童生徒へのいじめ対策についてお尋ねがありました。

原子力発電所事故等により避難している児童生徒のいじめについては、今般、全国の各学校に対して確認を依頼したところ、中には、金品を要求されるなどにより不登校という重大な結果をもたらしたものや、放射能が付くから近づくなど

悪口を言われた事案がありました。このようないじめの背景には、周囲の大人も含め、避難を続ける方々のつらい思いに関する理解不足や放射線に関する理解不足が存在すると考え、先般、私からメッセージを発表しました。

メッセージでは、全国の児童生徒に対して、震災を経験して、ふるさとを離れて慣れない環境の中で生活を送る友達のことを理解し、その方に寄り添い、一緒に支えながら学校生活を送ってほしいとの思いを込めているほか、保護者、地域住民の皆様に対しては、学校等と連携して、被災地の状況や放射線に関する理解を深めようとする取組を行っていたかどうかをお尋ねしております。

また、いわれない差別や偏見を防止する観点から、東日本大震災の経験を踏まえて福島県教育委員会が作成した道徳教育教材を積極的に活用するほか、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育を充実するよう全国の学校に促しております。

文部科学省としては、今後とも、各教育委員会に必要な指導、助言を行うなど、被災児童生徒に對するいじめの防止に努めてまいります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(伊達忠一君) 日程第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長難波獎二君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔難波獎二君登壇、拍手〕

○難波獎二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方分権改革に関する提案募集の現状及び今後の在り方、認定こども園に係る事務・権限の移譲の意義及び質の確保、公営住宅建て替え事業における現地建て替え要件緩和の効果、地方創生における地方分権改革の位置付け等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百二十二

反対

十五

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長秋野公造君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔秋野公造君登壇、拍手〕

○秋野公造君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うとするものであります。

委員会におきましては、修習給付金支給制度創設の背景、趣旨、貸与制を利用した者への救済措置の必要性、法曹志望者減少の理由についての法務大臣の認識、司法修習中に貸与制を利用した弁護士士の経済状況、罷免に加え修習の停止及び戒告を設けた理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を推進するための賃貸住宅の登録制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人

の指定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、住宅確保要配慮者の定義、住宅セーフティネット機能の強化方策、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録の促進、家賃補助の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十七

賛成

二百三十七

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

議員

高木かおり君	矢倉 克夫君	片山 大介君	里見 隆治君	石井 苗子君	高瀬 弘美君	今井絵理子君	清水 貴之君	佐々木さやか君	平木 大作君	浅田 均君	秋野 公造君	若松 謙維君	石井 正弘君	東 徹君	山本 博司君	石川 博崇君	野上浩太郎君	室井 邦彦君	浜田 昌良君	谷合 正明君	山口那津男君	丸川 珠代君	島田 三郎君	豊田 俊郎君	こやり隆史君	進藤金日子君	自見はなこ君	青山 繁晴君	和田 政宗君	石田 昌宏君	伊達 忠一君	郡司 彰君	杉 久武君	井原 巧君	三浦 信祐君	小川 克巳君	伊藤 孝江君	熊野 正士君	藤巻 健史君	宮崎 勝君	河野 義博君	大沼みずほ君	儀間 光男君	竹谷とし子君	新妻 秀規君	中西 健治君	石井 章君	長沢 広明君	横山 信一君	片山虎之助君	渡辺 喜美君	山本 香苗君	西田 実仁君	魚住裕一郎君	大野 泰正君	滝沢 求君	小野田紀美君	佐藤 啓君	徳茂 雅之君	朝日健太郎君	足立 敏之君	渡辺美知太郎君	太田 房江君	北村 経夫君	上月 良祐君	島村 大君	塚田 一郎君	江島 潔君	三原じゅん子君	長谷川 岳君	牧野たかお君	水落 敏栄君	片山さつき君	二之湯 智君	山本 順三君	鶴保 庸介君	平野 達男君	山谷えり子君	愛知 治郎君	吉田 博美君	元榮太一郎君	山口 和之君	松川 るい君	藤木 眞也君	山田 宏君	井上 義行君	渡邊 美樹君	高橋 克法君	柘植 芳文君	中泉 松司君	二之湯武史君	高階康美子君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	石井 浩郎君	松山 政司君	西田 昌司君	猪口 邦子君	古賀友一郎君	酒井 庸行君	高野光二郎君	赤池 誠章君	渡辺 猛之君	藤川 政人君	中西 祐介君	松村 祥史君	磯崎 陽輔君	有村 治子君	岡田 直樹君	世耕 弘成君	衛藤 晟一君	藤井 基之君	宮沢 洋一君	関口 昌一君	三木 亨君	宮島 喜文君	伊波 洋一君	中西 哲君	糸数 慶子君	そのだ修光君	阿達 雅志君	吉川ゆうみ君	滝波 宏文君	堂故 茂君	長峯 誠君	羽生田 俊君	大家 敏志君	上野 通子君	磯崎 仁彦君	青木 一彦君	石井 準一君	野村 哲郎君	松下 新平君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	-------	--------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

福岡 資麿君	石井みどり君
橋本 聖子君	中川 雅治君
岡田 広君	金子原二郎君
武見 敬三君	山本 一太君
林 芳正君	柳本 卓治君
木村 義雄君	溝手 顕正君
薬師寺みちよ君	行田 邦子君
木戸口英司君	山本 太郎君
青木 愛君	アノ二才猪木君
松沢 成文君	福島みずほ君
森 ゆうこ君	又市 征治君
山田 修路君	山下 雄平君
森屋 宏君	杉尾 秀哉君
森本 真治君	磯崎 哲史君
堀井 巖君	舞立 昇治君
三宅 伸吾君	宮本 周司君
石橋 通宏君	川合 孝典君
大野 元裕君	斎藤 嘉隆君
森 まさこ君	山田 俊男君
丸山 和也君	中野 正志君
川田 龍平君	野田 国義君
風間 直樹君	牧山ひろえ君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
古川 俊治君	中山 恭子君
足立 信也君	小林 正夫君
藤田 幸久君	浜野 喜史君
山崎 正昭君	鴻池 祥肇君
尾辻 秀久君	中曾根弘文君
山東 昭子君	蓮 舫君
芝 博一君	羽田雄一郎君
伊藤 孝恵君	平山佐知子君
矢田わか子君	山添 拓君
宮沢 由佳君	浜口 誠君
古賀 之土君	武田 良介君
石上 俊雄君	真山 勇一君

小西 洋之君	舟山 康江君
岩淵 友君	徳永 エリ君
難波 獎二君	江崎 孝君
有田 芳生君	田名部匡代君
吉良よし子君	倉林 明子君
相原久美子君	大島九州男君
藤末 健三君	白 眞敷君
那谷屋正義君	紙 智子君
辰巳孝太郎君	大門実紀史君
吉川 沙織君	神本美恵子君
大塚 耕平君	増子 輝彦君
福山 哲郎君	田村 智子君
井上 哲士君	仁比 聡平君
榛葉賀津也君	小川 敏夫君
小川 勝也君	長浜 博行君
櫻井 充君	鉢呂 吉雄君
柳田 稔君	山下 芳生君
市田 忠義君	小池 晃君
法務大臣 金田 勝年君	
文部科学大臣 松野 博一君	
農林水産大臣 山本 有二君	
経済産業大臣 世耕 弘成君	
国土交通大臣 石井 啓一君	
環境大臣 山本 公一君	
国務大臣 菅 義偉君	
(内閣官房長官)	
(復興大臣) 今村 雅弘君	
(国務大臣) 山本 幸三君	
(内閣府特命担当大臣) 地方創生) 長沢 広明君	
復興副大臣	

議長の報告事項	
一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
総務委員 神本美恵子君	補欠 森本 真治君
予算委員 森本 真治君	補欠 神本美恵子君
新妻 秀規君	補欠 宮崎 勝君
朝日健太郎君	補欠 小野田紀美君
古川 俊治君	補欠 宮島 喜文君
熊野 正士君	補欠 里見 隆治君
宮崎 勝君	補欠 新妻 秀規君
吉良よし子君	補欠 武田 良介君
木戸口英司君	補欠 又市 征治君
議院運営委員	
理事 田村 智子君 (田村智子君の補欠)	
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員に付託した。	
電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号)	総務委員会に付託
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第四号))	総務委員会に付託

万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)	郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)
外交防衛委員会に付託	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第九号)	経済産業委員会に付託
同日議員から次の質問主意書が提出された。	
六ヶ所再処理工場におけるシビアアクシデント防止等に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第八一号)	
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	
内閣総理大臣夫人安倍昭恵さんの選挙応援における夫人付職員同行に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第七九号)	
昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
法務委員 神本美恵子君	補欠 森本 真治君
財政金融委員 仁比 聡平君	補欠 山添 拓君
農林水産委員 松川 るい君	補欠 野上浩太郎君
辞任 藤木 眞也君	補欠 吉田 博美君

国土交通委員

辞任

補欠

吉田 博美君
山添 拓君

藤木 眞也君
仁比 聡平君

予算委員

辞任

補欠

進藤金日子君

朝日健太郎君

決算委員

辞任

補欠

小野田紀美君
宮島 喜文君
武田 良介君

進藤金日子君
古川 俊治君
吉良よし子君

議院運営委員

辞任

補欠

朝日健太郎君
古川 俊治君

小野田紀美君
宮島 喜文君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国民生活・経済に関する調査会委員

辞任

補欠

森屋 宏君

高野光二郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事

森屋 宏君 (森屋宏君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)
金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五
条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止
の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に

基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び
北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入
につき承認義務を課する等の措置を講じたこと
について承認を求めるの件(閣承認第四号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院
においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

将来にわたる質の高い介護サービスの提供の確
保等のための介護保険法等の一部を改正する法
律案(初鹿明博君外六名提出)

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別
措置法案(初鹿明博君外六名提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の
推進を図るための関係法律の整備に関する法律
案(閣法第三六号)審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案(閣法第五号)
審査報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促
進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法
第八号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

加計学園の獣医学部新設に関する質問主意書
(福島みずほ君提出)(第八二号)

奄美大島における自衛隊配備に係る土地購入に
関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第八三
号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員福島みずほ君提出「テロ等準備罪」
(共謀罪)に関する質問に対する答弁書(第七八
号)

審査報告書

地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十八日

内閣委員長 難波 獎二

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高め
るための改革を総合的に推進するため、地方公
共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定
都市等への事務・権限の移譲を行うとともに、
地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の
措置を講じようとするものであつて、おおむね
妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律案

地域の自主性及び自立性を高めるための改
革の推進を図るための関係法律の整備に関
する法律

目次

第一章 内閣府関係(第一条―第三条)

第二章 総務省関係(第四条)

第三章 厚生労働省関係(第五条・第六条)

第四章 農林水産省関係(第七条・第八条)

第五章 国土交通省関係(第九条・第十条)

附則

第一章 内閣府関係

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合
的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年
法律第七十七号)の一部を次のように改正す
る。

第二条第六項中「同条第九項」を「同条第十一
項」に改める。

第三条第一項中「(都道府県)の下に」及び地方
自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五
十二条の十九第一項の指定都市(以下単に「指定
都市」という。)を加え、「施設が都道府県を
「幼稚園又は保育所等が都道府県(当該幼稚園又
は保育所等が指定都市所在施設(指定都市の区
域内に所在する施設であつて、都道府県が単独
で又は他の地方公共団体と共同して設立する公
立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法
律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公
立大学法人をいう。以下同じ。)が設置する施設
以外のものをいう。以下同じ。)である場合に
あつては、当該指定都市」に改め、「一の都道府

「指定都市」の下に「(当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長)を加え、(昭和二十二年法律第六十七号)を削り、(基づく都道府県知事)の下に「又は指定都市の長」を、「当該都道府県」及び「都道府県」の下に「又は指定都市」を加え、同条第三項中「(都道府県)の下に「及び指定都市」を、「(都道府県)の下に「当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市」を、「(都道府県知事)の下に「(当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長)を加え、同条第五項中「都道府県知事」の下に「(指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市の長。第八項及び第九項、次条第一項、第七條第一項及び第二項並びに第八條第一項において同じ。)」を、「(市町村)の下に「(指定都市を除く。)」を加え、「(地方独立行政法人法平成十五年法律第百十八号)第六十八條第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。)」を削り、同項第四号二中「以下本」を「本」に改め、同条第九項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を、「(当該都道府県)の下に「又は指定都市」を、「第三項の下に「(当該都道府県又は指定都市)を加え、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしたときは、速やかに、都道府県知事に、次条第一項に規定する申請書の写しを送付しなければならない。

第三條第七項中「市町村」の下に「(指定都市を除く。)」を加え、同項ただし書中「同じ。)」の下に「(指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の

規定により当該指定都市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。)」を加え、同項第一号中「第六十二条第二項第一号の下に「(規定)を加え、「区域をいう。以下この項及び第十七條第六項を「区域(指定都市の長が第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項)に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 指定都市の長は、第一項又は第三項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

第三條に次の一項を加える。

12 指定都市の長は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、次条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

第六條中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第七條第一項第三号中「第二項」を「第三項」に改め、同条第三項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「第三條第九項」を「第三條第十一項」に改め、「第三項」の下に「(当該都道府県又は指定都市)を加え、「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第十三條第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項」を削り、「同法」を「地方自治法」に改め、「中核市」の下に「(第二十九條第一項及び第三項において単に「中核市」という。)」を加える。

第十七條第六項ただし書中「(指定都市等の長が)の下に「同項の設置の」を加え、「当該指定都市等の長を、当該指定都市等」に改め、同項第一号中「含む区域」の下に「子ども・子育て支援

法第六十二条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域」を、「(長が)の下に「第一項の設置の」を加え、「子ども・子育て支援法」を「同法」に、「をいう」を「いう」に改める。

第二十八條中「又は第三項の認定をしたとき」を「若しくは第三項の認定をしたとき、同条第十項の申請書の写しの送付を受けたとき、同条第十二項の書類の提出を受けたとき」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「第三條第九項」を「第三條第十一項」に改め、「及び都道府県」の下に「(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。)」を加える。

第二十九條第一項中「(都道府県)の下に、「指定都市及び幼保連携型認定こども園の設置者としての中核市」を、「(都道府県知事)の下に「(当該認定こども園が指定都市所在施設である場合にあっては当該指定都市の長、当該認定こども園(都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。))が中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園である場合にあっては当該中核市の長。次条第一項及び第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「とき」の下に「第二項の規定による書類の写しの送付を受けたとき、又は前項の規定による書類の提出を受けたとき」を加え、「(当該届出)を「第一項に規定する変更」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定都市等の長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、都道府県知事に、当該届出に係る書類の写しを送付しなければならない。

3 指定都市等の長は、当該指定都市等が設置する認定こども園(中核市にあっては、幼保

連携型認定こども園に限る。))について第一項に規定する変更を行ったときは、当該変更に係る事項を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならない。

第三十條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定都市等の長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、都道府県知事に、当該報告に係る書類の写しを送付しなければならない。

(子ども・子育て支援法の一部改正)

第二條 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第四項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第三十四條第一項第一号中「第三條第一項の規定により都道府県の条例で定める要件(当該認定こども園が同項を第三條第一項の規定により都道府県(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))の区域内に所在する認定こども園(都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市所在認定こども園」という。))については、当該指定都市の条例で定める要件(当該認定こども園が認定こども園法第三條第一項に改め、「又は同項」の下に「(規定)により都道府県(指定都市所在認定こども園)については、当該指定都市」を加え、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「同条第三項の規定により都道府県」を「認定こども園法第三條第三項の規定により都道府県(指定都市所在認定こども園)については、当該指定都市」に、「(又)又は同法」を「又は認定こども園法」に、「(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法)を「指定都市又は地方自治法」に改める。

第三十九條第二項中「市町村長」の下に「(指定

都市所在認定ことも園(幼保連携型認定こども園を除く。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。)については当該指定都市の長を除き、を、「特定教育・保育施設」の下に「指定都市所在認定こども園」を加える。

第四十条第一項第二号中「都道府県知事」の下に「指定都市所在認定こども園については当該指定都市の長とし、」を加える。

該指定都市の長とし、」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十七の項中

市町村長

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

市町村長

都道府県知事等

生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの

に改める。

地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

第二章 総務省関係

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六条第二項中「前項の」を「第二百三十三条から第二百四十四条まで又は前条の規定による」に、「あつたときは」を「された場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き」に、「諮問してこれを決定しなければ」を「諮問した上、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き」に改め、同条第三項中「あつた」を「受けた」に改め、同条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百二十九条第二項中「あつたときは」を

「された場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き」に、「諮問してこれを決定しなければ」を「諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければ」に改め、同条第三項中「あつた」を「受けた」に改め、同条第四項中「受けた」を「経た」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百三十一条の三第一項中「及び過料」を「過料」に改め、同条第二項中「においては、条例の」を「には、条例で」に改め、同条第三項中「又は法律」を「法律」に改め、同条第六項中「行う」を「した」に改め、同条第七項中「あつたときは」を「された場合には、当該審査請求が不

適法であり、却下するときを除き」に、「諮問してこれを決定しなければ」を「諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければ」に改め、同条第八項中「あつた」を「受けた」に改め、同条第十一項中「また、これを」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「受けた」を「経た」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百三十八条の七第二項中「あつたときは」を「された場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き」に、「諮問してこれを決定しなければ」を「諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければ」に改め、同条第三項中「あつた」を「受けた」に改め、同条に次の一項を加える。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百四十三条の二第一項中「また」を削り、同条第二項及び第三項中「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「確定した場合においては」を「確定した場合には」に改め、同条第十項中「においては」を「には」に改め、同条第十一項中「あつたときは」を「された場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き」に、「諮問してこれを決定しなければ」を「諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければ」に改め、同条第十二項中「あつた」を「受けた」に改め、同条第十三項中「によつて」を「により」に改め、同条に「これ」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第

十二項の次に次の一項を加える。

13 普通地方公共団体の長は、第十一項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第二百四十四条の四第二項中「あつたときは」を「された場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き」に、「諮問してこれを決定しなければ」を「諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければ」に改め、同条第三項中「あつた」を「受けた」に改め、同条に次の一項を加える。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

第三章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の五の二十六第二項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該指定に係る障害児通所支援事業が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在する指定障害児通所支援事業者
中核市の長

第二十一条の五の二十六第三項、第二十一条の五の二十七第二項から第四項まで及び第二十一条の五の二十八第五項中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第二十四条第一項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。

第二十四条の十九の二中「規定」の下に「(中核市の長に係る部分を除く。)」を加える。

4 事業主体は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第二十七号）にいう知的障害者その他の国土交通省令で定める者に該当する者に限る。第二十八条第四項において同じ。）が第一項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条の規定による書類の閲覧の請求その他の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第二十八条第三項中「から第五項まで及び」を「第五項及び第六項並びに」に改め、同条に次の二項を加える。

4 事業主体は、公営住宅の入居者が第二項の規定に該当する場合において同項に規定する収入の申告をすること及び第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第十六条第四項の規定及び第二項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令で定めるところにより、同条第四項の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

5 第十六条第五項及び第六項並びに第十九条の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

第二十九条第八項中「第十六条第四項及び第五項を」第十六条第五項及び第六項に、「第五項を」第六項に、「第六項を」第七項に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第二項を」第四項並びに前条第二項及び第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の政令を」第一項の政令で定める基準及び前項の条例に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業主体は、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、低額所得者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、公営住宅の明渡し請求に係る収入の基準を別に定めることができる。

第三十四条中「第十六条第一項」及び「第二十八条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、第十六条第四項を「第十六条第五項に」、「又は第二十九条第八項」を「若しくは第五項又は第二十九条第九項」に改める。

第三十七条第二項に次の一号を加える。

三 公営住宅建替事業により公営住宅又は公営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該建設をする土地の区域

第三十七条第四項中「土地の適正かつ合理的な利用」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 土地が適正かつ合理的な利用形態となること。

二 公営住宅建替事業により公営住宅又は公

営住宅及び共同施設の存していた土地に近接する土地に新たに公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する場合にあつては、当該公営住宅又は公営住宅及び共同施設が入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されること。

第四十三条第一項中「第十六条第一項」及び「第二十八条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第二十九条第五項を」第二十九条第六項に改め、同条第二項中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十四条第四項中「第十六条第一項」及び「第二十八条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第二十九条第五項を」第二十九条第六項に改め、同条第五項中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

第四十七条第三項第四号中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

（国土利用計画法の一部改正）

第十条 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第十項中「機関」の下に「並びに国土交通大臣を加え、」聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければを「聴かなければ」に改め、同条第十二項を削り、同条第十一項中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 国土交通大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条、第七条（農業災害補償法第百四十三條の二第一項にただし書を加える改正規定に限る。）及び第十条の規定並びに附則第六条から第八条まで、第十三条及び第十四条の規定 公布の日

二 第七条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第八条及び第九条の規定並びに附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 第五条（児童福祉法第二十四条第一項の改正規定を除く。）及び第六条の規定 平成三十一年四月一日

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項又は第三項の認定を受けている施設指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）が設置するものに限り、）については、この法律の施行の日（次項及び次条において「施行日」という。）において当該指定都市の長が第一条の規定による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（次項において「新認定子ども園法」という。）第三条第十一項の規定による公示をしたものとみなす。この場合においては、同条第十二項の規定は、適用しない。

2 新認定子ども園法第三十条の規定は、施行日以後に指定都市の長が同条第一項又は第三項の認定をした場合について適用する。

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の地方自治法

第二百六条第二項及び第四項、第二百二十九条第二項及び第四項、第二百三十一条の三第七項及び第九項、第二百三十八条の七第二項及び第四項、第二百四十三条の第二十一項及び第三項並びに第二百四十四条の四第二項及び第四項の規定は、地方公共団体の機関の処分についての審査請求であつて施行日以後にされる地方公共団体の機関の処分に係るものについて適用し、地方公共団体の機関の処分についての審査請求であつて施行日前にされた地方公共団体の機関の処分に係るものについては、なお従前の例による。

(森林法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第八条の規定による改正前の森林法第六条第五項の規定によりされている協議の申出(森林法第五条第二項第八号に掲げる事項に係る部分に限る。)は、第八条の規定による改正後の森林法第六条第五項(第三号に係る部分に限る。)の規定によりされた届出とみなす。

(公営住宅法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)の施行の日の前日までの間における第九条の規定による改正後の公営住宅法第十六条第四項の規定の適用については、同項中「第五条の二第二項」とあるのは、「第五条の二」とする。

(国土利用計画法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第十条の規定による改正前の国土利用計画法(次項において「旧国土利用計画法」という。)第九条第十項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に

対してされている協議の申出は、第十条の規定による改正後の国土利用計画法(次項において「新国土利用計画法」という。)第九条第十項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に対してされた意見の聴取の申出とみなす。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧国土利用計画法第九条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定によりされている協議の申出は、新国土利用計画法第九条第十一項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定によりされた意見の聴取の申出とみなす。

第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。)の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた認定等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている認定等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この法律の施行の日前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し、報告、届出、提出その他の

の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は次条の規定に基づく政令に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正)

第九条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八十条第一項中「又はその」を「若しくはその」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十一項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第十六条第一項」及び「第二十八条第二項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第二十九条第五項」を「第二十九条第六項」に改め、同条第三項中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に改める。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正)

第十一条 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第三号中「第十六条第四項及び第五項」を「第十六条第五項及び第六項」に改め、同条第三項中「第十六条第四項及び第五項」を「第十六条第五項及び第六項」に、「第十六条第四項中「第一項」とあるのは「第一項」を「第十六条第五項中「前項」とあるのは「前項」に、「以下」を「平成十三年法律第二十六号。以下」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に、「又は第二十九条第八項」を「若しくは第五項又は第二十九条第九項」に、「若しくは第二十九条第八項」を「若しくは第五項若しくは第二十九条第九項」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)

第十二条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第十三項」を「第十四項」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第十三条 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第一号中「国土利用計画法第九条第二項各号」を「同条第二項各号」に改め、同条第三項第一号中「に協議をする」を「の意見を聴く」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第十四条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「に協議をする」を「の意見を聴く」に改める。

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十八日

法務委員長 秋野 公造

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行うとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、平成二十九年年度一般会計予算(裁判所所管)に十一億五千二百三十七万五千円が計上されている。

なお、平年度に要する経費は、約三十億円と見込まれている。

裁判所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月四日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十七条の二の見出しを「(修習専念資金の貸

与等)」に改め、同条第二項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、「の資金」の下に「であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を加え、同条第二項から第五項までの規定中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同条を第六十七条の三とし、第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条の二 (修習給付金の支給) 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。

修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。

基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であつて、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれていた状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅(賃間を含む。以下この項において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っている場合(配偶者が当該住宅を所有する場合その他の最高裁判所が定める場合を除く。)に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。

移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。

前各項に定めるもののほか、修習給付金の支給に關し必要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

第六十八条の見出しを「(罷免等)」に改め、同条中「の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について」を「に品位を辱める行

状その他の司法修習生たるに適しない非行に當たる事由として」に改め、「ときは」の下に「最高裁判所の定めるところにより」を加え、「罷免する」を「罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告する」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができ

附則第四項及び第五項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十九年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の裁判所法(以下「新法」という。)第六十七条の二の規定は、この法律の施行前に採用され、この法律の施行後も引き続き修習をする司法修習生については、適用しない。

3 新法第六十七条の三の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

4 新法第六十八条の規定は、この法律の施行後に採用された司法修習生について適用し、この法律の施行前に採用された司法修習生の罷免等

については、なお従前の例による。

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、最高裁判所規則で定める。

審査報告書

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十八日

国土交通委員長 増子 輝彦

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、平成二十九年年度一般会計予算(国土交通省所管)において、スマートウェルネス住宅等推進事業に係る経費三百二十億円、公的賃貸住宅家賃対策補助に係る経費九十八億円及び重層的住宅セーフティネット構築支援事業に係る経費四億五千万円の中に所要の経費がそれぞれ計上されており、また、社会資本整備総合交付金八千九百四十億円の中に所要の経費が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 本法による住宅セーフティネット機能の強化と併せ、公営住宅を始めとする公的賃貸住宅政

平成二十九年四月十九日 参議院会議録第十八号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案

二〇

策についても、引き続き着実な推進に努めること。

二 低額所得者の入居負担軽減及び安定的な住宅確保を図るため、政府は予算措置を含め必要な支援措置を講ずること。

三 高齢者、障害者、低額所得者、ホームレス、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居が拒まれている実態について、国土交通省と厚生労働省とが十分に連携し、住宅政策のみならず生活困窮者支援等の分野にも精通した有識者や現場関係者の意見を聞きながら、本法律の趣旨を踏まえ、適宜調査を行うなど、各々の特性に十分配慮した対策を講ずること。

四 住宅確保要配慮者が違法な取立て行為や追いつき行為等にあわないよう、政府は適正な家賃債務保証業者の利用に向けた措置を速やかに講ずること。

五 地方公共団体による賃貸住宅供給促進計画について、その策定の促進を図るとともに、地域の住宅確保要配慮者の実情に即し、かつ空き家対策にも資する実効性のあるものとなるよう、必要な支援を行うこと。

六 住宅セーフティネット機能の強化のためには、住宅確保要配慮者居住支援協議会の設立の促進とその活動の充実等を図ることが重要であり、また、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局の取組と連携を強化することが不可欠であることに鑑み、各地域の実態を踏まえ、必要な支援を行うこと。

七 災害が発生した日から起算して三年を経過した被災者についても、必要が認められるときには、住宅確保要配慮者として支援措置を講ずること。

右決議する。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十九年四月十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 基本方針(第四条)

第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画(第五条—第七条)

第四章 住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅事業

第一節 登録(第八条—第十五条)

第二節 業務(第十六条—第十七条)

第三節 登録住宅に係る特例(第十八条—第二十一条)

第四節 監督(第二十二条—第二十四条)

第五節 指定登録機関(第二十五条—第三十条)

第六節 雑則(第三十一条—第三十九条)

第五章 住宅確保要配慮者居住支援法人(第四十条—第五十条)

第六章 住宅確保要配慮者居住支援協議会(第五十一条—第五十二条)

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策(第五十三条—第五十七条)

第八章 雑則(第五十八条—第六十条)

第九章 罰則(第六十一条—第六十四条)

附則

第一章 総則

第一条中「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)」を「住宅確保要配慮者に改め、(「関し」の下に「国土交通大臣による」を加え、「その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等」を「都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について」に、「を」を「関し」を「関する施策を総合的かつ効果的に推進し」に改める。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「地方住宅供給公社」の下に「(以下「公社」という。)」を加え、同条第三号中「平成五年法律第五十二号」の下に「以下「特定優良賃貸住宅法」という。を、(「除く」の下に「以下単に「特定優良賃貸住宅」という。を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「住宅確保要配慮者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 その収入が国土交通省令で定める金額を超えない者

二 災害(発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。以下この号において同じ。により滅失若しくは損傷した住宅に当

該災害が発生した日において居住していた者又は災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に当該災害が発生した日において住所を有していた者

三 高齢者

四 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者

五 子ども十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。を養育している者

六 前各号に掲げるもののほか、住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

第三条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針

第四条の見出しを削り、同条第二項第四号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「基本的事項」を「基本的な事項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

五 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

六 次条第一項に規定する都道府県賃貸住宅供給促進計画及び第六条第一項に規定する市町村賃貸住宅供給促進計画の作成に関する基本的な事項

第四条第二項第二号中「基本的事項」を「基本的な事項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項

第九条から第十一条までを削る。

第十二条を第五十七条とし、第八条を第五十六条とし、第五条から第七条までを四十八条ずつ繰

り下げ、第四条の次に次の四章及び章名を加える。

第三章 都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画

(都道府県賃貸住宅供給促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画(以下「都道府県賃貸住宅供給促進計画」という。)を作成することができる。

2 都道府県賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

三 計画期間

3 都道府県は、当該都道府県の区域内において、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記載するよう努めるものとする。

4 都道府県は、当該都道府県の区域内において公社による第九條第一項第七号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備及び賃貸その他の管理に関する事業の実施が必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、当該事業の実施に関する事項を記載することができ。

5 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画に公社による前項に規定する事業の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、当該都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第三條第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅を活用し、住宅確保要配慮者(同号に規定する資格を有する者を除く。以下この項及び第七條第一項において同じ。)に対する住宅を供給することが必要と認められる場合には、第二項第二号に掲げる事項に、特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載することができる。

7 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市(特別区を含む。以下同じ。)の長の同意を得なければならない。

8 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の国土交通省令で定める方法により、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該都道府県の区域内の市町村に協議しなければならない。この場合において、第五十一條第一項の規定により住宅確保要配慮者居住支援協議会を組織し、又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号。第五十二條において「地域住宅特別措置法」という。)第五條第一項の規定により地域住宅協議会を組織している

都道府県にあつては、当該住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見を聴かなければならない。

9 都道府県は、都道府県賃貸住宅供給促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣及び当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、都道府県賃貸住宅供給促進計画の変更について準用する。

(市町村賃貸住宅供給促進計画)

第六條 市町村は、基本方針(都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている場合にあつては、都道府県賃貸住宅供給促進計画)に基づき、当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する計画(以下「市町村賃貸住宅供給促進計画」という。)を作成することができる。

2 市町村賃貸住宅供給促進計画においては、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該市町村の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標
二 次に掲げる事項であつて、前号の目標を達成するために必要なもの

イ 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

ロ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

ハ 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

三 計画期間

3 前條第三項から第十項までの規定は、市町村賃貸住宅供給促進計画について準用する。この場合において、同條第三項中「前項各号」とあるのは「次條第二項各号」と、「当該都道府県」とあるのは「当該市町村(特別区を含む。以下この条

においては「当該市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)」と、同條第四項及び第六項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「第二項第二号」とあるのは「次條第二項第二号」と、同條第五項、第八項及び第九項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、同條第七項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「当該都道府県の区域内の市(特別区を含む。以下同じ。)」の長とあるのは「都道府県知事」と、同條第八項及び第九項中「当該都道府県の区域内の市町村」とあるのは「都道府県」と、同條第八項中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替へるものとする。

第七條 特定優良賃貸住宅法第五條第一項に規定する認定事業者(第三項において単に「認定事業者」という。)は、次に掲げる区域内において、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三條第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができるときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。第三項において同じ。)の承認を受けて、その全部又は一部を住宅確保要配慮者に賃貸することができる。

一 第五條第六項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域

二 前條第三項において準用する第五條第六項の規定により市町村賃貸住宅供給促進計画に特定優良賃貸住宅の住宅確保要配慮者に対する賃貸に関する事項を記載した市町村の区域

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合には、当該賃貸借

を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借(国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限り。)としなければならない。

3 認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一條第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第七條第二項の規定」とする。

第四章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

第一節 登録

第八條 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとして、賃貸住宅を賃貸する事業(以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。)を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅(以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」という。)を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

(登録の申請)
第九條 前条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置
- 三 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数
- 四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模
- 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備

六 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合にあつては、その範囲

七 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等(配偶者その他の親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。))で国土交通省令で定める者をいう。)に限る賃貸住宅(第十八條第一項において「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」という。)にあつては、その旨

八 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
九 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、第十一條第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の基準等)

第十條 都道府県知事は、第八條の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場

一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備が、住宅確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 前条第一項第六号に掲げる範囲が定められている場合にあつては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものとして国土交通省令で定める基準に適合するも

のであること。

四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

五 その他基本方針(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が作成されている市町村の区域内にある場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている都道府県の区域(当該市町村の区域を除く。)内にある場合にあつては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画)に照らして適切なものであること。

2 第八條の登録は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号

3 都道府県知事は、第八條の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第八條の登録の申請が第一項の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第八條の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業(以下「登録事業」という。)に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(以下「登録住宅」という。)の存する市町村の長に通知しなければならない。

(登録の拒否)
第十一條 都道府県知事は、第八條の登録を受け

ようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第九條第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人又は被保佐人
二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
四 第二十四條第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
七 法人であつて、その役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者
2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知しなければならない。

(登録事項等の変更)
第十二條 登録事業を行う者(以下「登録事業者」という。)は、第九條第一項各号に掲げる事項

第十二條 登録事業を行う者(以下「登録事業者」という。)は、第九條第一項各号に掲げる事項

(以下「登録事項」という。)に変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をする場合には、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出(登録事項の変更に係るものに限る。)を受けたときは、当該届出に係る登録事項が第十条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認める場合又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により登録を取り消す場合を除き、当該変更があつた登録事項を登録簿に記載して、変更の登録をしなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定により変更の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第十三条 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃止の届出)

第十四条 登録事業者は、登録事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第八条の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十五条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を抹消しなければならない。

一 前条第二項の規定により登録が効力を失つたとき。

二 第二十四条第一項又は第二項の規定により登録が取り消されたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨を、当該登録に係る登録住宅の存する市町村の長に通知しなければならない。

第二節 業務

(登録事項の公示)

第十六条 登録事業者は、国土交通省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。

(入居の拒否の制限)

第十七条 登録事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者(当該登録住宅について第九条第一項第六号に掲げる範囲を定めた場合にあっては、その範囲に属する者。以下この条及び第二十条第二項において同じ。)に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならない。

第三節 登録住宅に係る特例

(委託により公社の行う住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備等の業務)

第十八条 公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、次に掲げる区域内において、委託により、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅(登録住宅であるものに限る。)の整備及び賃貸その他の管理の業務を行うことができる。

一 第五条第四項の規定により都道府県賃貸住宅供給促進計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を記載した都道府県の区域

二 第六条第三項において準用する第五条第四項の規定により市町村賃貸住宅供給促進計画に公社による同項に規定する事業の実施に関する事項を記載した市町村の区域

する事項を記載した市町村の区域

2 前項の規定により公社が同項に規定する業務を行う場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第十八条第一項に規定する業務」とする。

(機構の行う登録住宅の改良資金の融資)

第十九条 独立行政法人住宅金融支援機構(次条において「機構」という。)は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第一条第一項において「機構法」という。)第十三条第一項に規定する業務のほか、登録住宅の改良(登録住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことがある建築物の改良を含む。)に必要な資金を貸し付けることができる。

(機構の行う家賃債務保証保険契約に係る保険)

第二十条 機構は、機構法第十三条第一項に規定する業務のほか、家賃債務保証保険契約に係る保険を行うことができる。

2 前項の「家賃債務保証保険契約」とは、機構が事業年度ごとに家賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務(以下「家賃債務」という。)を保証することを業として行う者であつて、家賃債務の保証を適正かつ確実に実施することができる)と認められるものとして国土交通省令で定める要件に該当する者をいう。以下この条において同じ。)と締結する契約であつて、家賃債務保証業者が登録住宅に入居する住宅確保要配慮者(以下「登録住宅入居者」という。)の家賃債務(利息に係るものを除く。以下この条において同じ。)の保証をしたことを機構に通知することによ

り、当該家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、機構と当該家賃債務保証業者との間に保険関係が成立する旨を定めるものをいう。

3 前項に規定する家賃債務保証保険契約(第十条において単に「家賃債務保証保険契約」という。)に係る保険関係においては、家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務につき保証をした金額を保険価額とし、家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わつてする家賃債務の全部又は一部の弁済を保険事故とし、保険価額に百分の七十を超えない範囲内において国土交通省令で定める割合を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 機構が前項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わつて弁済をした家賃債務の額から当該家賃債務保証業者が保険金の支払の請求をする時まで(当該登録住宅入居者に対する求償権(弁済をした日以後の利息及び避けることができる)を行使して得た金額を控除した残額に、同項の国土交通省令で定める割合を乗じて得た額とする。

5 前項の求償権を行使して取得した額は、家賃債務保証業者が登録住宅入居者の家賃債務のほか利息又は費用についても弁済をしたときは、当該求償権を行使して取得した総額に、その弁済をした家賃債務の額の総弁済額に対する割合を乗じて得た額とする。

6 家賃債務保証業者は、保険事故の発生の日から一年を超えない範囲内において国土交通省令で定める期間を経過した後は、保険金の支払の請求をすることができない。

7 家賃債務保証業者は、第三項の保険関係が成立した保証に基づき登録住宅入居者に代わって弁済をした場合には、その求償に努めなければならない。

8 保険金の支払を受けた家賃債務保証業者は、その支払の請求をした後登録住宅入居者に対する求償権(家賃債務保証業者が登録住宅入居者に代わって家賃債務の弁済をした日以後保険金の支払を受けた日までの利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償に係る部分を除く。)を行使して取得した額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第四項に規定する残額に対する割合を乗じて得た額を機構に納付しなければならない。

9 前項の求償権を行使して取得した額については、第五項の規定を準用する。

10 機構は、家賃債務保証業者が家賃債務保証保険契約の条項に違反したときは、第三項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたって当該保険契約を解除することができる。

(保護の実施機関による被保護入居者の状況の把握等)

第二十一条 登録事業者(第五十一条第一項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。)は、被保護入居者(被保護者)(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。)である登録住宅入居者をいい、登録住宅入居者とならうとする者を含む。以下この条において同じ。)が家賃の請求に応じないことその他の被保護入居者の居住の安定の確保を図る上で支障となるものとして国土交通省令・厚生労働省令で定める事情があるときは、国土交通

省令・厚生労働省令で定めるところにより、その旨を保護の実施機関(同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。次項において同じ。)に通知することができる。

2 保護の実施機関は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る被保護入居者に対し生活保護法第三十七条の二の規定による措置その他の同法による保護の目的を達するために必要な措置を講ずる必要があるかどうかを判断するため、速やかに、当該被保護入居者の状況の把握その他当該通知に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

第四節 監督

(報告の徴収)

第二十二條 都道府県知事は、登録事業者に対し、登録住宅の管理の状況について報告を求めることができる。

(指示)

第二十三條 都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対し、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、登録事業者が第十条第一項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、登録事業者が第十六条又は第十七条の規定に違反したときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(登録の取消し)

第二十四條 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消さなければならない。

一 第十一条第一項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 不正な手段により第八条の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第八条の登録を取り消すことができる。

一 第十二条第一項の規定に違反したとき。

二 前条の規定による指示に違反したとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録事業者であつた者に通知しなければならない。

第五節 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第二十五條 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務(前節の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定(以下この節において単に「指定」という。)は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第八条から第十五条までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「第二十五条第二項の指定を受けた者」とする。

(欠格条項)

第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者

は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第二十七條 都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 登録事務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第二十八條 都道府県知事は、指定をしたとき

は、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十九条 指定登録機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定登録機関及びその職員で登録事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録事務規程)

第三十条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第三十一条 指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で国

土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第三十二条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第三十三条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第三十四条 指定登録機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、登録事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三十五条 都道府県知事は、指定登録機関が第二十六条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十五条第四項の規定により読み替えて適用する第十条、第十一条、第十二条第三項若しくは第四項、第十三条又は第十五条の規定に違反したとき。

二 第二十八条第二項、第三十一条又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第三十条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

四 第三十条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反したとき。

五 第二十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人にあつてはその役員が登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による登録事務の実施)

第三十六条 都道府県知事は、指定登録機関が第三十四条第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第二十五条第三項の規定にかかわらず、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同項の規定により行つてゐる登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行うこととし、第三十四条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行つてゐる登録事務を行わないこととする場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(登録手数料)

第三十七条 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合においては、第二十五条の規定により指定登録機関が行う登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができる。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

第六節 雑則

(資金の確保等)

第三十八条 国及び地方公共団体は、登録住宅の整備のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めなければならない。

(賃貸住宅への円滑な入居のための援助)

第三十九条 都道府県知事は、登録事業者が破産手続開始の決定を受けたときその他登録住宅入居者(登録住宅入居者であつた者を含む。)の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、当該登録住宅入居者に対し、他の適当な賃貸住宅に円滑に入居するために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第五章 住宅確保要配慮者居住支援法人
(住宅確保要配慮者居住支援法人)

第四十条 都道府県知事は、特定非営利活動促進法平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であつて、第四十二条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2 支援法人は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第四十二条 支援法人は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 登録事業者からの要請に基づき、登録住宅入居者の家賃債務の保証をすること。

二 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第四十三条 支援法人は、都道府県知事の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第四十四条 支援法人は、債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第四十五条 支援法人は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、都道府県知事に提出しなければならない。

(区分経理)

第四十六条 支援法人は、国土交通省令で定めるところにより、債務保証業務及びこれに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第四十七条 支援法人は、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、支援法人は、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第四十八条 都道府県知事は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第四十九条 都道府県知事は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、支援法人の事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第三十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第四十一条第二項又は第四十五条から第四十七条までの規定に違反したとき。

二 第四十四条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第四十四条第三項又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。

四 第四十条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 支援法人又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第六章 住宅確保要配慮者居住支援協議会

第五十一条 地方公共団体、支援法人、宅地建物

取引業者(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう)、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に關し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会(以下「支援協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、支援協議会の運営に關し必要な事項は、支援協議会が定める。

(支援協議会及び地域住宅協議会の連携)

第五十二条 前条第一項の規定により支援協議会が組織された地方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項の規定により地域住宅協議会が組織されている場合には、当該支援協議会及び地域住宅協議会は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、相互に連携を図るよう努めなければならない。

第七章 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策

本則に次の二章を加える。

第八章 雑則

(大都市等の特例)

第五十八条 第四章の規定により都道府県又は都道府県知事の権限に属するものとされている事

平成二十九年四月十九日 参議院會議録第十八号

務は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において単に「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条において単に「中核市」という。)においては、指定都市若しくは中核市(以下この条において「指定都市等」という。)又は指定都市等の長が行うものとする。この場合においては、同章中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

第五十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

(経過措置)

第六十条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項の規定に違反して、その職務に關し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

二 第三十五条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反した者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 不正の手段によつて第八条の登録を受けた者

二 第十二条第一項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案

三 第三十一条第一項又は第四十七条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第三十一条第二項又は第四十七条第二項の規定に違反した者

五 第三十三条第一項又は第四十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十三条第一項又は第四十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十三条第一項又は第四十九条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

八 第三十四条第一項の規定による許可を受けずに登録事務の全部を廃止した者

第六十三条 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の住宅

確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正) 第四条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「第二号」を「第四号」に改め、同条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第一百二十号)第十九条の規定による貸付けを行うこと。

三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二十條第一項の規定による保険を行うこと。

第十七条第二号中「これ」を「同条第二項第三号の業務並びにこれら」に改め、同条第三号中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

第十九条第一項中「並びに」を「及び」に、「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、同条第三項及び第六項中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

第二十二條中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加える。

第二十八條中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第二項第四号」に改める。

附則第七條第六項中「第二号」を「第四号まで」に改める。

投票者氏名
日程第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 磯崎 仁彦君
石田 昌宏君 磯崎 陽輔君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 こやり隆史君
古賀友一郎君 上月 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
自見はなこ君 島田 三郎君
島村 大君 進藤金日子君
関口 昌一君 そのだ修光君
高階恵美子君 高野光二郎君
高橋 克法君 滝沢 求君
滝波 宏文君 武見 敬三君
柘植 芳文君 塚田 一郎君
鶴保 庸介君 堂故 茂君

徳茂 雅之君 豊田 俊郎君
中泉 松司君 中川 雅治君
中西 健治君 中西 哲君
中西 祐介君 中野 正志君
中山 恭子君 長峯 誠君
二之湯 智君 二之湯武史君
西田 昌司君 野上浩太郎君
野村 哲郎君 羽生田 俊君
長谷川 岳君 橋本 聖子君
林 芳正君 平野 達男君
福岡 資麿君 藤井 基之君
藤川 政人君 藤木 眞也君
古川 俊治君 堀井 巖君
舞立 昇治君 牧野たかお君
松川 るい君 松下 新平君
松村 祥史君 松山 政司君
丸川 珠代君 丸山 和也君
三木 亨君 三原じゅん子君
三宅 伸吾君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 宮沢 洋一君
宮島 喜文君 宮本 周司君
元榮太一郎君 森 まさこ君
森屋 宏君 柳本 卓治君
山崎 正昭君 山下 雄平君
山田 修路君 山田 俊男君
山田 宏君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉川ゆうみ君 吉田 博美君
和田 政宗君 渡辺 猛之君
渡辺美知太郎君 渡邊 美樹君
足立 信也君 相原久美子君
有田 芳生君 伊藤 孝恵君
石上 俊雄君 石橋 通宏君
磯崎 哲史君 江崎 孝君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大島九州男君 大塚 耕平君

大野 元裕君 風間 直樹君
神本美恵子君 川合 孝典君
川田 龍平君 小西 洋之君
小林 正夫君 古賀 之士君
斎藤 嘉隆君 櫻井 充君
芝 博一君 榛葉賀津也君
杉尾 秀哉君 田名部匡代君
徳永 エリ君 那谷屋正義君
長浜 博行君 難波 樊二君
野田 国義君 羽田雄一郎君
白 眞勲君 鉢呂 吉雄君
浜口 誠君 浜野 喜史君
平山佐知子君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤田 幸久君
舟山 康江君 真山 勇一君
牧山ひろえ君 増子 輝彦君
宮沢 由佳君 森本 真治君
矢田わか子君 柳田 稔君
吉川 沙織君 蓮 舫君
秋野 公造君 伊藤 孝江君
石川 博崇君 魚住裕一郎君
河野 義博君 熊野 正士君
佐々木さやか君 里見 隆治君
杉 久武君 高瀬 弘美君
竹谷とし子君 谷合 正明君
長沢 広明君 新妻 秀規君
西田 実仁君 浜田 昌良君
平木 大作君 三浦 信祐君
宮崎 勝君 矢倉 克夫君
山口那津男君 山本 香苗君
山本 博司君 横山 信一君
若松 謙維君 浅田 均君
東 徹君 石井 章君
石井 苗子君 片山 大介君
片山虎之助君 儀間 光男君
清水 貴之君 高木かおり君

反対者氏名

一五名

井上 哲士君 市田 忠義君
岩渕 友君 紙 智子君
吉良よし子君 倉林 明子君
小池 晃君 田村 智子君
大門実紀史君 武田 良介君
辰巳孝太郎君 仁比 聡平君
山下 芳生君 山添 拓君
山本 太郎君

日程第二 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二七名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君

大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島田 三郎君
島村 大君	進藤金日子君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
滝波 宏文君	武見 敬三君
柘植 芳文君	塚田 一郎君
鶴保 庸介君	堂故 茂君
徳茂 雅之君	豊田 俊郎君
中泉 松司君	中川 雅治君
中西 健治君	中西 哲君
中西 祐介君	中野 正志君
中山 恭子君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	橋本 聖子君
林 芳正君	平野 達男君
福岡 資麿君	藤井 基之君
藤川 政人君	藤木 眞也君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君
松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏栄君

溝手 顕正君	宮沢 洋一君
宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山崎 正昭君	山下 雄平君
山田 修路君	山田 俊男君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉川ゆうみ君	吉田 博美君
和田 政宗君	渡辺 猛之君
和田 政宗君	渡辺 美樹君
渡辺美知太郎君	相原久美子君
足立 信也君	伊藤 孝恵君
有田 芳生君	石橋 通宏君
石上 俊雄君	江崎 孝君
磯崎 哲史君	小川 敏夫君
小川 勝也君	大塚 耕平君
大島九州男君	風間 直樹君
大野 元裕君	川合 孝典君
神本美恵子君	小西 洋之君
川田 龍平君	古賀 之十君
小林 正夫君	櫻井 充君
斎藤 嘉隆君	榛葉賀津也君
芝 博一君	杉尾 秀哉君
杉尾 秀哉君	徳永 エリ君
徳永 エリ君	長浜 博行君
長浜 博行君	野田 国義君
白 眞敷君	白 眞敷君
浜口 誠君	平山佐知子君
藤末 健三君	藤末 健三君
舟山 康江君	牧山ひろえ君
宮沢 由佳君	矢田わか子君
吉川 沙織君	蓮 舫君

反対者氏名

○名

秋野 公造君	伊藤 孝江君
石川 博崇君	魚住裕一郎君
河野 義博君	熊野 正士君
佐々木さやか君	里見 隆治君
杉 久武君	高瀬 弘美君
竹谷とし子君	谷合 正明君
長沢 広明君	新妻 秀規君
西田 実仁君	浜田 昌良君
平木 大作君	三浦 信祐君
宮崎 勝君	矢倉 克夫君
山口那津男君	山本 香苗君
山本 博司君	横山 信一君
若松 謙維君	井上 哲士君
市田 忠義君	岩淵 友君
紙 智子君	吉良よし子君
倉林 明子君	小池 晃君
田村 智子君	大門実紀史君
武田 良介君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
山添 拓君	浅田 均君
東 徹君	石井 章君
石井 苗子君	片山 大介君
片山虎之助君	儀間 光男君
清水 貴之君	高木かおり君
藤巻 健史君	室井 邦彦君
渡辺 喜美君	青木 愛君
木戸口英司君	福島みずほ君
又市 征治君	森 ゆうこ君
山本 太郎君	アントニオ猪木君
行田 邦子君	松沢 成文君
薬師寺みちよ君	伊波 洋一君
糸数 慶子君	郡司 彰君
山口 和之君	

日程第三 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
二二七名

足立 敏之君	阿達 雅志君
愛知 治郎君	青木 一彦君
青山 繁晴君	赤池 誠章君
朝日健太郎君	有村 治子君
井上 義行君	井原 巧君
石井 準一君	石井 浩郎君
石井 正弘君	石井みどり君
石田 昌宏君	磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君	猪口 邦子君
今井絵理子君	岩井 茂樹君
宇都 隆史君	上野 通子君
江島 潔君	衛藤 晟一君
小川 克巳君	小野田紀美君
尾辻 秀久君	大家 敏志君
大沼みずほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
鴻池 祥肇君	佐藤 啓君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島田 三郎君
関口 昌一君	進藤金日子君
高階恵美子君	そのだ修光君
高橋 克法君	高野光二郎君
滝波 宏文君	滝沢 求君
柘植 芳文君	武見 敬三君
鶴保 庸介君	塚田 一郎君
徳茂 雅之君	堂故 茂君
	豊田 俊郎君

中泉 松司君	中川 雅治君	神本美恵子君	川合 孝典君	仁比 聡平君	山下 芳生君	ではなく、「二人以上で計画した」という文言に する理由は何か。
中西 健治君	中西 哲君	川田 龍平君	小西 洋之君	山添 拓君	浅田 均君	二 「テロリズム」集団その他の組織的犯罪集団に よる実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」
中西 祐介君	中野 正志君	小林 正夫君	古賀 之士君	東 徹君	石井 章君	について、当該計画の内容、合意の状況が具 体的にどの程度まで達すれば「二人以上で計画し た」と評価されるのか。
中山 恭子君	長峯 誠君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君	石井 苗子君	片山 大介君	三 「テロ等準備罪」の訴因を特定する際には、前 記二の計画を「二人以上で計画した」ことについ て、当該計画をした日時、場所、当該犯罪をす る計画の過程等を明確にする必要があるのでは ないか。
二之湯 智君	二之湯武史君	芝 博一君	榎葉賀津也君	片山虎之助君	儀間 光男君	四 組織的犯罪集団の構成員ではない者が前記二 の計画に加わった場合、その者も改正組織的犯 罪処罰法第六条の二の「その計画をした者」に含 まれるのか。
西田 昌司君	野上浩太郎君	杉尾 秀哉君	田名部匡代君	清水 貴之君	高木かおり君	五 実行準備行為を伴う重大犯罪を組織的犯罪集 団の構成員ではない者に実行させる計画を立て た場合には、改正組織的犯罪処罰法第六条の二 にいう「計画をした」に該当するののか。
野村 哲郎君	羽生田 俊君	徳永 エリ君	那谷屋正義君	藤巻 健史君	室井 邦彦君	六 現行国内法の予備罪・準備罪における予備行 為・準備行為と、改正組織的犯罪処罰法の「計 画をした犯罪を実行するための準備行為」との 違いは何か。
長谷川 岳君	橋本 聖子君	長浜 博行君	難波 奨二君	渡辺 喜美君	青木 愛君	七 改正組織的犯罪処罰法第六条の二にいう「二 人以上で計画した」と「計画をした犯罪を実行す るための準備行為」との境界はどこにあるの か。例えば、前記二の計画を書面にする行為は どちらにあたるのか。
林 芳正君	平野 達男君	野田 国義君	羽田雄一郎君	木戸口英司君	福島みずほ君	八 前記二の計画に加わった者が実行準備行為の 前に共犯関係から離脱した場合には、その後 他の者が当該実行準備行為を行っても、当該共 犯関係から離脱した者は「テロ等準備罪」では処 罰されないこととなるのか。
福岡 資麿君	藤井 基之君	白 眞勲君	鉢呂 吉雄君	又市 征治君	森 ゆうこ君	九 前記二の計画をした者以外の者が当該計画に より実行することとした犯罪の実行準備行為を
藤川 政人君	藤木 眞也君	浜口 誠君	浜野 喜史君	山本 太郎君	アントニオ猪木君	
古川 俊治君	堀井 巖君	平山佐知子君	福山 哲郎君	行田 邦子君	松沢 成文君	
舞立 昇治君	堀野たかお君	藤末 健三君	藤田 幸久君	薬師寺みちよ君	伊波 洋一君	
松川 るい君	松下 新平君	舟山 康江君	真山 勇一君	糸数 慶子君	郡司 彰君	
松村 祥史君	松山 政司君	牧山ひろえ君	増子 輝彦君	山口 和之君		
丸川 珠代君	丸山 和也君	宮沢 由佳君	森本 真治君			
三木 亨君	三原じゅん子君	矢田わか子君	柳田 稔君			
三宅 伸吾君	水落 敏栄君	吉川 沙織君	蓮 舫君			
溝手 顕正君	宮沢 洋一君	秋野 公造君	伊藤 孝江君			
宮島 喜文君	宮本 周司君	石川 博崇君	魚住裕一郎君			
元柴太一郎君	森 まさこ君	河野 義博君	熊野 正士君			
森屋 宏君	柳本 卓治君	佐々木さやか君	里見 隆治君			
山崎 正昭君	山下 雄平君	杉 久武君	高瀬 弘美君			
山田 修路君	山田 俊男君	竹谷とし子君	谷合 正明君			
山田 宏君	山谷えり子君	長沢 広明君	新妻 秀規君			
山本 一太君	山本 順三君	西田 実仁君	浜田 昌良君			
吉川ゆうみ君	吉田 博美君	平木 大作君	三浦 信祐君			
和田 政宗君	渡辺 猛之君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君			
渡辺美知太郎君	渡邊 美樹君	山口那津男君	山本 香苗君			
足立 信也君	相原久美子君	山本 博司君	横山 信一君			
有田 芳生君	伊藤 孝恵君	若松 謙維君	井上 哲士君			
石上 俊雄君	石橋 通宏君	市田 忠義君	岩淵 友君			
磯崎 哲史君	江崎 孝君	紙 智子君	吉良よし子君			
小川 勝也君	小川 敏夫君	倉林 明子君	小池 晃君			
大島九州男君	大塚 耕平君	田村 智子君	大門実紀史君			
大野 元裕君	風間 直樹君	武田 良介君	辰巳孝太郎君			

行った場合、当該計画をした者と当該実行準備行為を行った者の双方とも処罰されることがあるのか。当該計画をした者と当該実行準備行為を行った者が異なる場合には、改正組織的犯罪処罰法第六条の二の「その計画をした者のいづれかにより」に該当しないのではないかと。

十 弁護人が、証人との打ち合わせの際に、当該証人に対して飲み物などを提供したときは、証人等買収と判断されるおそれはないのか。右質問する。

平成二十九年四月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一殿

参議院議員福島みずほ君提出「テロ等準備罪（共謀罪）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出「テロ等準備罪（共謀罪）に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「共謀」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難であるが、今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「改正後組織的犯罪処罰法」という。）第六条の二の罪における「二人以上で計画した者」とは、同条第一項各号に掲げる罪に当たる行為で、「組織的犯罪集団」の「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」又は「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は・・・組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」を遂行することに

ついて二人以上で具体的かつ現実的な合意をした者をいう。

三について

刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百五十六条第三項は、「訴因を明示するに、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれを示さなければならぬ」と規定しており、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪についても、同項の規定に従い訴因を明示する必要がある。

四及び五について

お尋ねの「組織的犯罪集団の構成員ではない者が前記二の計画に加わった及び「実行準備行為を伴う重大犯罪を組織的犯罪集団の構成員ではない者」に実行させる計画」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、犯罪の成否については、収集された証拠に基づき個別具体的に判断されるべきものであるため、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として、ある者が改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪にいう「その計画をした者」に該当するか否かは、個別具体的な事実関係の下で、その者が、同条第一項各号に掲げる罪に当たる行為で、「組織的犯罪集団」の「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」又は「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は・・・組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」の遂行を「二人以上で計画した者」であると認められるか否かにより決せられることとなるものと考えている。

六について

お尋ねの予備行為又は準備行為は、現行法上の予備罪又は準備罪を構成する行為である。

他方、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪における「資金又は物品の手配、関係場所の

下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為（以下「実行準備行為」という。）は、同条に規定する計画行為とともに同罪を構成する行為であつて、「その計画をした者のいづれかにより」行われるものである。

七について

個々の事例が改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の規定による処罰の対象となるか否かについては、同条の規定及び収集された証拠に基づき個別具体的に判断されるべきものであるが、実行準備行為は、同条に規定する計画行為とは別の行為であつて、「計画をした犯罪を実行するため」の行為であるものに限られるところ、通常、お尋ねの「計画を書面にする行為」は、当該計画行為とは別の行為とはいえず、実行準備行為には当たらないと考えられる。

八について

犯罪の成否については、収集された証拠に基づき個別に判断されるものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般論としては、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二に規定する「計画をした犯罪を実行するための準備行為」が行われ、他の者について同項の罪が成立する場合においても、その時点において、既にその計画から離脱して「二人以上で計画した者」には当たらないと認められる者については、同項の罪は成立しないと考える。

九について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではなく、また、犯罪の成否については、法と証拠に基づき個別具体的に判断されるべきものであるが、改正後組織的犯罪処罰法第六条の二の罪が成立するためには、「その計画をした者のいづれかにより」実行準備行為が行われることが必要である。

十について

改正後組織的犯罪処罰法第七条の二の罪は、一定の刑事事件に関し、証言をしないこと、虚偽の証言をすること等の報酬として、金銭その他の利益を供与した場合等に成立するものである。したがつて、弁護人が、証人となる者等との打合せの際に御指摘の「飲み物など」を提供したとしても、それが証言をしないこと、虚偽の証言をすること等の報酬でない限り、同条の罪が成立することはない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本体 本号一部 一一八円 一一〇円